

第1日目（12月6日）

議長（阿部久夫君） おはようございます。ただいまから平成23年12月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

議長 ただいまの出席議員数は26人であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお、副市長から公務のため午前10時半頃一時中退、病院事業管理者から公務のため午後から欠席の届が出ておりますのでこれを許します。

（午前9時30分）

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定によって、議席番号13番・関 常幸君及び議席番号14番・井上智明君の両名を指名いたします。

（「了承」の声あり）

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、去る11月30日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程のとおり決定していただきました。つきましては本定例会の会期は本日12月6日から12月16日までの11日間としたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日12月6日から12月16日までの11日間と決定いたしました。

議長 日程第3、諸般の報告、議員派遣結果報告及び監査結果報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

議長 総務部長から発言を求められておりますのでこれを許します。

総務部長 おはようございます。誠に申しわけありませんが、市長所信表明資料の中に字句の間違いがございましたのでご訂正を賜りたいと思います。6ページをお開きいただきたいと思います。6ページの下から3行目、「年度から推進しております健康ビジネス連邦構想」とありますが、連邦の邦が「邦」になっておりますが正しくは山へんの「峰」の方の連峰でございますので、誠に申しわけありませんがご訂正をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。

市長 おはようございます。平成23年12月定例会の開会に当たりまして、議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日頃市政にご尽力いただいていることに対しましても、深甚なる敬意を表する次第であります。感謝申し上げますところであります。

先に発生いたしました市職員による酒酔い運転での道路交通法違反につきましては、誠に遺憾でありまして、市民の皆様の信頼を裏切ることになり大変申し訳なく心からおわびを申し上げますところであります。市民をあげて飲酒運転の撲滅運動を展開している中で、市職員

が起こした不祥事であり、多くの皆様にご迷惑おかけしましたことを深くおわび申し上げます。今後、二度とこのような不祥事を起こすことがないよう職員に徹底し、規律保持に努めてまいります。なお、本日の報道等で皆様方もご存じのとおりかと思いますが、当該職員につきましては昨日付で懲戒免職処分と決定をしたところであります。残念ではございますけれども、これはこれとして厳正に対応させていただいたということでもありますのでよろしくお願ひ申し上げます。

ここで、9月定例会以降の経過についてご報告申し上げます。

はじめに、保健・医療・福祉についてであります。

10月25日に第3回魚沼基幹病院（仮称）財団法人設立準備委員会が開催されました。準備委員会では、財団法人の名称、これは新潟県地域医療推進機構であります。理事や評議委員の考え方、財団法人への出捐の考え方、新潟県から財団運営への支援の考え方、医療スタッフの考え方が提示をされました。財団法人への出捐の考え方では、出捐金総額を5,000万円とし、内訳として新潟県4,000万円、地元自治体1,000万円が提示されました。この中で南魚沼市は300万円の出捐金の案となっております。この提案を受け、新潟県から示された財団運営への支援の考え方、財団からの医師派遣等による市立病院運営への影響等を総合的に判断して、翌日に開催されました南魚沼市議会地域医療対策調査特別委員会の中で、出捐をすることを表明いたしました。また、11月18日に新潟県から魚沼基幹病院（仮称）建築工事、電気設備工事、空気調和設備工事及び衛生設備工事の入札公告がなされました。

福祉関係につきましては、平成24年度以降の福祉施策の基本となります三つの事業計画を策定中ではありますが、そのうち高齢者福祉計画・介護保険事業計画につきましては、11月8日開催の第1回検討委員会において概要がまとまりましたので、広くご意見をいただくため12月19日までパブリック・コメントを実施しております。地域福祉計画につきましては、11月30日に開催の第3回策定委員会で素案がまとまりましたので、今後、パブリック・コメントを実施して広くご意見をいただく予定としております。障がい者計画・障がい者福祉計画につきましては、現在原案の作成中でありまして、これがまとまり次第、策定委員会を経てパブリック・コメントを実施する予定としております。

10月1日から、子ども手当に関する法律が改正され、「平成23年度における子ども手当の支給に関する特別措置法」が施行されました。改正によりまして、手当額は月額で3歳未満は一律1万5,000円、3歳以上小学校終了前までは1万円（第3子以降は1万5,000円であります）中学生は一律1万円となりました。制度改正に伴い新たに申告が必要となり、各庁舎窓口で今受付を行っておるところであります。

11月4日に（仮称）六日町認定こども園の入札を市が代行し実施した結果、建築工事は井口・桐生・丸川屋特定共同企業体、機械設備はNCC・羽吹特定共同企業体、電気設備は有限会社吉田電気がそれぞれ落札をいたしました。平成25年4月の開園に向け安全に工事が行われることを願っております。

次に教育・文化についてであります。

特別支援学校につきましては、9月議会において改修に係る実施設計委託費をお認めいただきましたので、実施設計に着手いたしました。設計に当たっては、小出特別支援学校教諭、保護者や管内小中学校の特別支援学級の教諭等24名により検討委員会を立ち上げ、エレベーターの位置、教室、廊下の広さ、トイレの仕様などの意見を聞きながら、実施設計作業を進めておりますが、建築構造を勘案し教室の広さを検討した中で、教室数がどうしても確保できないため、一部増築して対応することといたしました。また、魚沼サンティックスクールの実習室は、耐震補強をした上で小体育館として使用を予定しておりましたが、耐震診断では補強は無理との結果となりましたので、検討の結果、取り壊して体育館を新設することといたしました。これら増築・新築に係る実施設計委託費を、本定例会で補正予算計上いたしましたのでよろしくお願い申し上げます。

原発事故による放射線調査につきましては、管内小中学校グラウンド内の放射線調査を7月から実施してまいりましたが、十日町市の一部で放射性セシウムが検出されたのを受け、学校敷地内の側溝、枯れ葉等の堆積場の放射線量測定を実施いたしました。その結果、一部に0.3マイクロシーベルト以上の測定値が検出されましたが、直ちに汚泥等を除去し、除去後の測定値がほぼ通常の範囲であることを確認いたしました。今後も引き続き追跡調査を実施してまいります。

なお、スキー場等の調査結果につきましては、本日報道されたとおりでありまして、これもホームページ等で公表しておりますけれども、安全であるということが確認されたのでご安心をいただきたいと思っております。

国際交流事業につきましては、国が実施する「21世紀東アジア青少年大交流計画」を運営管理する日本国際交流センターの招へいにより、10月20日から24日までの5日間の日程で、中国高校生訪日団が南魚沼市を来訪しました。3日間のホームステイをしながら、日本の文化や習慣に触れ友好を深めました。また、国際情報高校や五十沢小学校ほか2校を訪問し、書道や特別支援教育などを体験しました。歓送会では余川八木節保存会の皆さんによる八木節の実演や、訪日団による中国舞踊の披露など、相互に文化交流を楽しんだところでもあります。

また、4年目を迎えましたアメリカ合衆国への中学生海外派遣報告会を、11月20日に開催いたしました。報告会では、英語学習への意欲や国際社会への興味、関心をふくらませ、貴重な体験ができたことへの感謝の気持ちが述べられました。

大原運動公園の整備につきましては、現地測量調査がほぼ終了し、構造物の設計作業を進めているところであります。野球場・多目的グラウンド等の概要設計につきましては、本定例会開催中に中間報告を予定しております。

スポーツ振興計画策定につきましては、9回にわたる南魚沼市スポーツ振興基本計画策定委員会での審議による原案を、スポーツ振興審議会において審議しております。

また、国において「スポーツ振興法」を全部改正する形で「スポーツ基本法」が公布され、

スポーツ振興に関する市町村計画部分の条文も変わりましたので、従来の「スポーツ振興基本計画」から「スポーツ推進計画」に名称を改めて進めてまいります。本定例会に条例改正を提案いたしましたのでよろしくお願い申し上げます。

図書館整備計画につきましては、順調に設計業務を進めており、図書館検討委員会や六日町街づくり会社からの意見を実施設計に反映していきたいと考えております。

子ども・若者育成支援センターにつきましては、保健課と南魚沼地域振興局地域保健課との連携で、ひきこもり家族向け支援事業として精神保健講座を実施し、ひきこもりに対する理解と啓発を図ってまいります。

また、困難を有する子ども・若者支援の地域ネットワークの連携強化を図るため、市関係課・国県等関係機関による子ども・若者支援地域協議会の設置の準備を進めております。

次に、環境共生についてであります。

新潟・福島豪雨災害による不燃物処理施設の災害復旧につきましては、12月末の竣工を目指して工事を実施しております。

上町エコ住宅につきましては、10月に新たなモニター家族から入居いただきました。今後は、年間を通じた実証実験によりデータ収集を行ってまいります。

可燃ごみ処理施設の焼却灰につきましては、放射性物質が検出された問題で大牟田市の三池精錬株式会社での受入れが休止されておりましたが、放射線量が減少した部分について受入れを再開していただきました。

可燃ごみ処理施設付属施設「金城の里」の指定管理期間につきましては、来年3月31日をもって満了となるため、次期指定管理者の指定について、本定例会に提案をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、都市基盤についてであります。

国土交通省の本年度第3次補正予算では、東日本大震災の発生を踏まえ、被災地の復旧・復興等を極力推進するとともに、この震災を教訓として、災害に強い社会基盤整備をはじめとする国民生活の安全・安心の確保に向けた取組を緊急に進めるために必要な経費として、国費総額で1兆2,448億円を計上いたしました。その中で東日本大震災関係を除く災害復旧費は1,975億円となっております。

新潟・福島豪雨による市が管理する公共土木施設の災害復旧状況につきましては、9月末からの国庫負担申請　これは災害査定であります　を6次の期間において実施し、11月末までに河川災害24件、決定額3億4,563万円、道路災害、これは関連を含みますが54件、決定額8億2,825万円、全体で78件、総決定額11億7,388万円となりました。残りの橋りょう等2か所の災害につきましては12月中旬の査定に申請する予定としております。現場での災害復旧工事につきましては、降雪時の除雪路線の道路災害復旧工事を優先して発注しており、今後は国県、また市の農林災害復旧事業などの各機関と発注時期等を調整し、できる限り早急に復旧工事を完了して市民生活に安全と安心をもたらすよう努めてまいります。

通常の社会資本整備総合交付金事業につきましては、東日本大震災のため当初内示で5パーセント保留されましたが、その保留解除に伴い3,350万円の追加配分がなされました。執行につきましては災害復旧により一部の工事中止をせざるを得なくなりましたが、各工事とも年度内の完了を目指したいと考えております。

冬季の道路除雪につきましては、11月21日に除雪車の出動式を行い、事故防止対策に万全を期すよう確認したところであります。また、除雪計画を11月28日、29日の行政区長会議で説明し、市民の皆様のご理解とご協力を得て万全な体制で安全・安心な冬期の交通確保に努めてまいります。

東日本大震災に伴う地籍の移動につきましては、10月31日に国土地理院から座標補正パラメータが公表され、本市では東方向へ64センチから72センチ、南方向へ7センチから9センチの移動が見られました。今後、現在調査中の地区について座標の補正パラメータ変換を行い、認証を受け法務局へ送付する予定としております。

次に、産業振興についてであります。

農業につきましては、平成23年産水稻の作付面積及び予想収穫量、10月15日現在が10月26日に公表されました。全国の主食用作付け見込み面積は、152万6,000ヘクタールで、昨年に比べ5万4,000ヘクタール減少しました。10アール当たり予想収量は533キログラム、作況指数101が見込まれ、予想収穫量は前年に比べ10万5,000トン少ない813万4,000トンが見込まれているところであります。

新潟県的水稻の作柄は、全もみ数が「やや多い」となり、登熟は「やや不良」となったことから10アール当たり予想収穫量が538キログラム、作況指数100が見込まれます。

魚沼につきましては、穂数が「やや少ない」となりましたが、1穂当たりのもみ数が「多い」ことから、全もみ数は「平年並み」となり、登熟が「やや良」となったことから10アール当たり予想収量が517キログラム、作況指数100が見込まれております。

新潟県産米の10月現在の1等米比率は、うるち米76.2パーセント、コシヒカリ74.0パーセントとなっており、大きく落ち込んだ22年産米に比べ品質は大きく回復しましたが、地域間の差が大きく、課題を残しました。

市内J Aに集荷されたカントリーエレベーターを含むコシヒカリの1等米比率は、11月上旬で92.6パーセントとほぼ平年並みとなりましたが、全国トップブランドとしての食味と品質の確保に向けた更なる取組が必要であります。平成23年産米の販売では、主食用米の消費減少、消費者の低価格志向、これまでにない放射性物質の問題等もあり厳しい状況下ではありますが、今現在は順調に販売をされているところであります。

7月の新潟・福島豪雨により、農作物や農機具等に被害を受けた農業者の経営安定を図るため、被災農業機械修理費等補助金制度等を創設し、被害を受けた農家への支援を開始いたしました。

農地・農業用施設災害につきましては、国の補助を受けるため550か所の災害査定を受け、約50パーセントの工事を発注いたしました。また、40万円未満等で国の補助災害に

該当しない小規模災害につきましても約500件の工事を発注いたしました。

しかしながら、重機の不足等の理由により復旧が遅れている地域等があることから、かなりの工事が来年度への繰越となりますけれども、できるだけ来春の作付けが可能になるよう努めてまいります。

また、一部の大規模被災地域では来春の作付けに間に合わない箇所につきまして、来年秋までの復旧に努めてまいります。なお、土木災害、農林農地災害等の状況につきましては、今般の全員協議会の中でご説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

林道災害につきましては、44か所の災害査定を受け、6件を発注し、治山災害につきましても、市営・県営施工工事67件中45件を発注しており、来年度の本格的な復旧に向けて取り組んでまいります。

次に、商工業関係であります。職業訓練共同施設を特別支援学校へ転用するため、県等関係機関と協議を進めております。

雇用・景気対策関係であります。8月末で閉鎖し破産管財人の管理下に置かれておりました六日町スキーリゾートと上越六日町高原ホテルは、株式会社スマイルスキーリゾートが11月9日に引き受けることを決定し、12月23日にオープン予定となっております。11月24日に本市と株式会社スマイルスキーリゾートは基本協定書の調印式を行ったところであり、冬期間における雇用の確保と地域経済の振興に大いに期待をしているところであります。このスキー場等の再生支援に関する条例改正を本定例会に提案いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

中小企業に対する緊急経済対策信用保証料補給制度の補給件数は、10月末現在、44件で前年対比28件の減、補給金額は786万円で前年対比61万円の減となっております。前年対比で減少している理由はなかなか把握できておりませんが、決して楽観的にとらえられる状況ではないため、引き続き経済状況を注視していきたいと考えております。

次に、観光交流拠点整備事業であります。直売所等の建設事業は順調に進んでおります。直売所の指定管理者である塩沢農業協同組合では、直売所に農産物等の出荷を希望する個人・団体の代表者による「直売所出荷協議会」の規約を制定するなど、来年度のオープンに向けて具体的な協議に入っております。また、道の駅と直売所の愛称を募集しておりましたが、道の駅は「雪あかり」、直売所は「四季味わい館」にそれぞれ決定をしたところであります。

坂戸城築城500年記念祭イベントにつきましては、長尾政景公の墓前祭、上杉邦憲氏の講演会から始まり、2日間にわたり「天下統一！ご当地武将グランプリ」と称して「食」の大イベント、戦国武将婚、戦国シンポジウムなどを行いました。

雨の影響もありまして、入込客数は3日間を合計して3万9,150人ととどまりましたが、北は青森から南は長崎まで、多くの方々から参加をいただいたところであります。

11月24日、25日の2日間、北里大学保健衛生専門学院を会場に、「健康ビジネスサミットうおぬま会議2011」が開催されました。この会議は、新潟県が平成20年度から実施

をしております「健康ビジネス連峰構想」の根幹会議に当たり、県内はもとより全国の産・学・医・官の幅広い分野の関係者が集い、議論と交流が行われました。魚沼基幹病院の設置を契機として、医療・健康に関連した新しいビジネスの創出・集積が本市及び周辺市町を含めたうおぬま地域に期待されているところでありますが、市といたしましても、メディカル・タウン構想の具現化に向け農業・観光・ものづくりなど、幅広い分野での今後の検討に向けて大いに参考となったところであります。

次に、行財政改革・市民参画についてであります。

都市計画税の取扱いにつきましては、以前から検討を重ねてまいりましたが、来年度から税率を二分の一に減じることとし、本定例会に条例の一部改正を提案いたしましたのでよろしくお願い申し上げます。

一般旅券の発給申請につきましては、必要となる収入印紙及び県証紙の市民課窓口での取扱いを10月から開始し、利便性の向上を図ったところであります。

平成18年12月に策定いたしました行政改革大綱の見直しとその実現に向け具体的施策を示したアクションプランの策定及びその進行管理の方針について、行政改革推進委員会でご審議をいただきご意見をいただきました。

総合計画の平成24～26年度実施計画につきましては、大和地区・塩沢地区の両地域審議会からご意見をいただき、総合計画審議会にお諮りをいたしました。今後さらに計上事業費の精査と予算との整合を図りながら策定し、市民の皆様にご公表いたします。今回は特に、図書館、大原運動公園といった施設整備に加え、特別支援学校が新規事業として掲載されますが、市民の皆様のご要望にお応えすべく、諸事業を調整し財政の健全化を進めながら着実に実施をしてまいります。

市民参画、学官連携の事業といたしまして、国際大学と南魚沼市の包括協定に基づく連携事業であります「IU」で世界一周」が11月19日に国際大学キャンパス内で開催されました。

本庁舎1階の北側フロアー会計課側半分につきまして、照明器具をLED蛍光管に交換をいたしました。今後、省エネ効果や事務作業への影響等について確認をしてまいります。なお、このLED蛍光管42本と専用安定器は山勝電子工業株式会社様から無償で提供していただいたものであります。

消防新庁舎につきましては、9月1日に供用を開始いたしました。旧庁舎の解体は、引越し完了を待って着手し10月21日に完了いたしました。車庫前のコンクリート舗装等外構工事を進め、緊急車両の出動に差し支えないよう降雪までに庁舎前のアスファルト舗装を行います。今後も安全管理に気を配りながら、1期工事の完了を目指してまいります。

平成19年度から高利子起債の繰上償還に伴う財源手当として、県の指導を受けながら行ってきました合併振興基金の繰替運用につきまして、年度を越えての繰替運用は適切でないとの国の方針変更により、早急に解消するよう県から指導を受けました。このため、解消計画を立て計画的に解消を図ることといたしました。解消に当たり方策として全額財政調整基

金を充当することは、本年度の豪雨災害の財源としての取崩しも見込まれていることから、財政調整基金の不足が懸念されるため、減債基金及び合併振興基金の取崩しも併せて行うことといたしました。なお、合併振興基金の取崩しには合併振興基金条例の一部改正が必要なことから、本定例会に提案いたしましたのでよろしくお願い申し上げます。

本年は年明けの豪雪、3月の東日本大震災、7月の新潟・福島豪雨とまさに災害の一年でありました。特に新潟・福島豪雨による被害は、本市にとってかつてない規模で、復旧には市職員はもとより県内外の他市から職員派遣の応援をいただいた中で懸命に取り組んでおります。農地、農業用施設につきましては、できるだけ春の作付けに間に合うよう今後も取り組んでまいります。

経済を取り巻く環境は、ヨーロッパの金融不安やアメリカの景気回復の遅れによる超円高、タイの洪水被害の長期化、TPP協議参加をめぐる意見対立など混迷を深め、先行きに明るさが見えない状況が続き、地方にもその影響が波及してきております。

こうした流れに負けず、地域に活力あふれる施策を進めてまいりますので、引き続き議員各位のご支援ご指導をお願い申し上げ、所信表明といたします。

なお、今議会の提出案件は19件。内訳として条例5件、予算7件、その他7件であります。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

なお、引き続き、これは所信表明ではございませんけれども、働く婦人の家の灯油漏れの状況についてご報告を申し上げます。ご配付の書類はございますでしょうか。働く婦人の家灯油漏れの可能性についてという、これは行っていない。失礼いたしました。配付していないそうですのでいずれご配付申し上げますが、概要を申し上げます。

平成23年10月17日に、委託業者アイ防災設備が消防法第14条3の2に基づく年1回の定例検査であります地下タンク漏えい検査を実施いたしました。検査内容は地下タンク貯蔵所の気密試験を行ったものでありますけれども、結果は異常なしということであります。この地下タンク検査終了後、アイ防災設備は1階にあります個別タンクに流れ込む灯油の音に気づきまして、地下タンクの給油を管理している大和郷土地改良区に灯油の使用状況について確認を行ったところ、6月30日に残油量が400リットルであったため2,000リットルを給油して、合計2,400リットルとなったとの回答を得たところであります。この6月30日の時点で2,400リットルあった灯油が、灯油の使用料が少ない夏場を経て10月17日の定例検査時の残油量が1,200リットルでありましたので、3か月半ほどで1,200リットル消費したとはちょっと考えにくいということで、油漏れの可能性があるとして商工観光課に報告がまいったところであります。

アイ防災設備、商工観光課共に協議をした結果、個別タンクから各部屋の暖房機までの間の配管での灯油漏れを疑い配管検査を行いました。10月19日1階部分配管2系統の圧力試験を商工観光課の立会いの下で実施したところ、土地改良事務室側、働く婦人の家側の両系統で圧力低下を確認したため1階地下配管の油漏れの可能性がある。個別タンクから暖房機への灯油をバルブを閉めて停止しております。なお、土地改良区職員に確認したところ、



屋内屋外において油の臭いは全然しなかったという回答がございました。

また、油漏れの可能性がある場合は消防署等の関係機関へ報告しなければならない事案ですが、ここがちょっと遅れた理由でありますけれども、商工観光課の担当職員はアイ防災設備が、アイ防災設備の担当者は商工観光課が報告してくれるものと、互いの意思疎通が不十分であったため報告がなされないということで期間が経過をしたところであります。担当としては新たな配管の設置が必要と判断いたしまして、アイ防災設備に見積もり依頼しましたが、そのまま11月10日に至ってしまったということであります。このことについてはおわびを申し上げるところであります。

11月10日にアイ防災設備が商工観光課からの見積もり依頼に対応するため、消防署へ配管の改修工事の相談をしたところ油漏れ事故の可能性が高いと判断して消防署、保健所、アイ防災設備で現地立会いを行ったところであります。

働く婦人の家から半径1キロ以内の行政区の住民1,435世帯へ行政区長を通じて油漏れの可能性のチラシを配布し、地下水を利用する住民の飲用への自粛をこのとき一緒に要請をいたしました。そして11月16日1回目の床下の掘削が完了しました。これは玄関ホール奥であります。油漏れの形跡はございません。それから11月18日に2回目の床下の掘削。これは機械室であります。ここでも油漏れの形跡がございませんでした。

そして11月24日、上記の今申し上げました水質検査6検体。これについてもベンゼン

これは油の主成分でありますけれども、が検出されないと。地下水の利用者6か所の検体を、県の環境分析センターに分析を依頼したところありますけれども、これはベンゼンは検出されないということでありましたので、浦佐大区長ほか、8関係者へ一応ご通知申し上げます。

11月28日に周辺浅井戸3か所の水質検査を新潟県環境分析センターへ追加依頼いたしました。また、機械室の土壌検体はベンゼン、これはさっき言いました油の主成分であります、これは検出されないという報告を受けております。12月1日に新潟県環境分析センターへ地下配管の圧力試験と機械室地下部分の再調査を改めて依頼いたしました。アイ防災設備が圧力試験をやったときには、油管でありますがこの閉鎖を手回しのバルブで行っていたために完全に密閉されたかどうか疑問があるということで、確認のため行ったものであります。また、敷地内の地下水が1メートルのところにある可能性があるため、コア抜きの見積もりも依頼をしております。

土地改良区に夏場に1,000リットルぐらい昨年使用しておりますが、使用の可能性を確認したところ夏場に冷房のスイッチとボイラーと循環パイプのスイッチを入れる人がおりまして、これは種火がついているということがときたままだか、たまたまあったようであります。灯油使用の可能性がちょっと高くなったということあります。種火といえども長期間つけておきますと当然ですが油は使用するわけありますので、この可能性が非常に高くなりました。

現在、建物外周にもう全部配管工事をするにしております。地下や壁内につきまして

はもう建築後約30年近くたっておりまして腐食しているおそれもありますので、今回は可視化が可能な外側に全部配管をし終えまして、この工事を完了したところであります。今後また土壌あるいは検体の水等について詳細な分析結果が出ますけれども、現在のところは油漏れの可能性が非常に低くなったという状況であり、まだ断定ができなくて申しわけございませんけれども、以上、そういう状況であります。

なお、浦佐地区区長会の際にこのことについては一応のご説明を申し上げておりますのでよろしくお願い申し上げます。いずれにしても管理体制の不備が今回露見をしたわけでありますので、管理をお願いしている土地改良区そして管理を主体としている市、あるいは定期的に委託をしておりますアイ防災設備、この3者のきちんとした責任範囲あるいは意思疎通を再度きちんとして確定をいたしまして、今後に備えたいと思っております。大変ご迷惑をおかけいたしましたので、謹んでおわびを申し上げ概要の報告とさせていただきます。

議長 以上で市長所信表明及び行政報告を終わります。

議長 議会事務局長から発言を求められておりますのでこれを許します。

議会事務局長 皆様方のお手元にあります報告第9号でございますけれども、提出者が議運の委員長となつてございますけれども、ここに地域医療対策調査特別委員長松原良道が抜けておりましたので大変申しわけございませんでした。訂正願います。これに関連しましてかがみ本文の字句が一部訂正になりますので、会期中に丸正を配付したいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

議長 日程第5、報告第9号 所掌(所管)事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。

議会運営委員長・井上智明君の報告を求めます。

井上議会運営委員長 それでは議会運営委員会に付託されました継続調査事件について報告をいたします。

調査事項につきましては、皆様のお手元に配付のとおり平成23年12月南魚沼市議会の定例会の運営についてであります。内容については付議事件の概要からずっとそろって人事案件までというようなことあります。

調査の状況であります。調査期日が平成23年11月30日であります。委員の出席状況は8名全員の出席であります。そのほかに正副議長からも出席をいただいております。執行部からは総務部長、総務課長、財政課長の出席を求めまして、12月定例会の付議事件の概要あるいは会期等についての説明を求めまして検討調査をいたしました。

付議事件の概要につきましてはお手元に配付が届いていると思います。会期及び日程については議長が皆さんにお諮りをして承認いただいたとおりであります。その他の件で議長の方から会期中に代表者会議を開きたい旨の提案がありまして了承したところであります。

そのほかに委員の中から油漏れ事件について詳細の説明を求められまして、それが本日の市長の現在の報告になったものというふうに思っております。そのほか、その他の件の中で議運の時期をもう少し早めにできないか等々の案がありましたが、まだそれぞれ会派の中で

未検討でありますので今後それを検討した中で反映していきたいということであり、以上で報告を終わらせていただきます。

議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

議長 地域医療対策調査特別委員長・松原良道君の報告を求めます。

松原地域医療対策調査特別委員長 それでは地域医療対策の特別委員会の報告をいたします。資料にありますとおり付託事件は南魚沼市の地域医療等の諸問題についての調査・検討を行うものであります。

調査の経過につきましては、平成23年6月23日第5回、平成23年10月26日第6回の特別委員会を開催いたしました。開催の内容につきましては、6月23日に開催した第5回の特別委員会では調査事項1番の魚沼基幹病院(仮称)について、2番、地域医療及び地域医療再生について、3番、市立病院の再編についての3点を行いました。資料2ページをご覧くださいと思っています。

(1) 魚沼基幹病院(仮称)についてです。まず1点目。魚沼基幹病院(仮称)整備基本計画が、平成23年5月20日に新潟県が記者発表という形で、素案をとり成案になった旨の報告がありました。資料の記載のとおり基本的にはそれまで発表されていた素案どりの内容であります。また、研究機能の中心となるコホート事業に新潟大学と東京大学が参加することが公表されました。続いて2番目。第2回魚沼基幹病院(仮称)財団法人設立準備委員会資料についての説明がありました。

以上の説明の中で質疑といたしましてまず1点目、これまで自治医科大学が行っていたコホート事業を新潟大学などの別の大学が行うことに対して双方の関係の悪化を懸念するという質疑がありまして、回答といたしまして対立するということではなく、医師の派遣等を通じてお互いが協力し合いながらという内容である旨の説明がありました。

もう1点、大和病院の看護師が基幹病院への派遣を希望した場合の取扱いについての質疑に対し、回答として新潟県の看護師は条例等の整備により派遣を検討していることを踏まえ、市でも希望者が一定期間基幹病院でキャリアアップのために働けるよう条例等を整備したいという旨の回答がありました。

続いて資料4ページをご覧ください。2番の医療再編及び地域医療再生について、14ページ以降の資料の内容で説明がありました。質疑の内容といたしましてまず1点目、基幹病院は3魚沼を対象とした高度医療提供と位置づけられているが、十日町病院の取扱いはどうなっているのかという質問に対し、回答として十日町病院については現在の位置での建て替えという方針しか聞いておらず、規模などの詳細な情報はわからない。財団準備委員会の中に十日町市長が委員として参加していることから位置づけは変わらないという認識であると

いう旨の回答がありました。質疑はそういった内容であります。

続いて資料5ページ3番目、市立病院の再編についてであります。資料に基づき説明の中でありましたけれども、主な質疑といたしましては、既存の病院施設のハード整備について平成23年中に計画が示めされるのかという質問に対し、回答として8月中旬に既存病院の調査コンサルティングが終了し、それを踏まえ病院で検討し大まかな姿を極力今年度中に提示したいという旨の回答がありました。

続きまして資料8ページをご覧ください。10月26日に開催されました第6回の特別委員会では、調査事項を1番、魚沼基幹病院（仮称）について、2番、医療再編についての2点について調査を行いました。1番の魚沼基幹病院（仮称）については、説明資料ページ21ページ以降で説明がなされ内容については記載のとおりであります。質疑の内容、まず1点目、基幹病院を運営する財団法人に対して基本財産を出捐したいという説明だが、実際の運営に対する財政支援についてはどう考えているのかという質疑に対し、回答といたしまして基幹病院の基本財産は赤字に補てんされるわけでないので、これ以上の出捐は考えていない。財団法人は今のところ魚沼基幹病院の運営が主であるが、県の説明では将来的には県全体の医師派遣も担うように拡大したいとの意向を持っている。その際には他地域の市町村にも出捐を求めていくと聞いているとの回答がありました。

次に公が医療を守るためには市立病院に対してある程度の財政負担が必要と考えるが市の考えはという質疑に対しまして、回答として市が運営するということは赤字だからすぐ閉鎖するというのではなく、継続して地域医療を守っていくために必要な支援を行うという回答でありました。

続いて2番、医療再編についてですが、資料説明32ページ以降で説明がなされ、魚沼地域医療連携ネットワークについて、地域医療魚沼学校市民地域医療講座について、生活習慣病コホート研究導入の工程表についての説明でありました。これに対する主な質疑として、コホート研究に関して旧大和病院で行っていた部分と、これから行う部分との整合性についての質疑がありました。

回答として旧大和病院で自治医科大学が行ったものと、これから行うコホート研究の目的とするターゲットが違うので内容については異なるものとなるが、コホート事業に対する行政サイドのノウハウはあるので活用していきたいという旨の回答であります。

もう1点、基幹病院建設に伴い市立病院の再編が求められるが新病院建設となった場合には、市が100パーセント負担ということではなく県にも相当の負担を求めるべきという考えがあるがという質問に対して、回答として新病院の建設あるいは機器の導入などあらゆる可能性に対して検討を行っているところである。これについては県が相当の支援をするという前提で進めているというような回答、説明がありました。以上、報告を終わります。

議長 地域医療対策調査特別委員長の報告に対する質疑を行います。

岩野 松君 1～2点お伺いしますが、私自身がここに出てきたコホート研究という概念がちょっとわからないので、どういうふうに理解したらいいかというのが委員会の中でど

う議論されたかお聞きするのですけれども。例えば最後の方に出てくることから見ると、いわゆる生活習慣病までその材料にしているというふうになりますと、この病院にかかっただけでなくいわゆる検診をしたデータが全てコホート研究の材料になると考えていいのかどうか。そしてその内容は多分それに基づいて、それぞれの大学がそれぞれの研究の引き出しをするのだろうと考えられますが、そのように理解されていいのかどうかということが1点、そういうのがどういう議論であったのかということをお聞きしたいです。

それと基幹病院ができることによって六日町病院や城内それから大和病院などが再編されたりいろいろになるわけですが、それに対してここでは市がばく大なお金を投入することにはなり得ないということをご理解いただきたいという文章が載っています。しかし、実際にはどういうふうな感触を受けたのか。市がやはり持ち出しが例えば機械がそのまま使えるわけではないなんていう、この中でもそういうのがちょっと載っていますけれども、そういう場合は必要になるのかどうかということがどうだったのかということが2点目です。

もう1点は、2回目が10月26日に行われ9月議会以降になっています。そういう中でこれには全然触れてありませんけれども、萌気園との関連なんかの議論があったかどうか。その3点をお聞きします。

松原地域医療対策調査特別委員長 1点目、2点目についてはそういったとらえ方でいいというふうに思っています。それと最後の3点目でありますけれども、そういった質問に今、議員指摘の内容はございませんでした。

岩野 松君 その2番目のことですが、ないというふうにここへ書いてあるからそういう考え方でいいと委員長はおっしゃいましたが、実際的にはそういう中身とかそういうので議論が全然なかったかどうか。もう1回すみません詳しく、もしありましたらお知らせください。

松原地域医療対策調査特別委員長 今ほどの指摘の点につきまして委員会でも、このコホート事業というものがどういう内容であるかまだ十分な把握を得ていないという私は認識でありますので、2点目・・・(「財政問題の中で」の声あり)その件につきましては、財政的な負担はあくまでもなり得ないというとらえ方で今交渉に入っている状態でありますので、その話合いの中でどうなってくるかはまだわからないという認識であります。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、地域医療対策調査特別委員長に対する質疑を終わります。

議 長 以上で所掌(所管)事務に関する調査の報告を終わります。

議 長 お諮りいたします。

本会期中の請願を除く付議事件は会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由の説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思います

が、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本会期中の請願を除く付議事件は委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

議長 日程第6、平成23年請願第7号 国民への負担増をあらたに強いる「社会保障・税一体改革成案」に反対し、社会保障の充実・改善をもとめる請願から、日程第8、平成23年請願第9号 年金受給資格期間の10年への短縮を求める請願までを、以上3件を一括議題といたします。

請願第7号を総務文教委員会に、請願第8号及び請願第9号を社会厚生委員会に、それぞれ付託しますので審査をお願いいたします。

議長 日程第9、第90号議案 南魚沼市職員の旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第90号議案についてご説明を申し上げます。提案理由につきましては、本件は常勤の特別職の職員及び一般職の職員の旅費の支給に関し必要な事項を定めた条例でございますが、教育委員会の指導主事さんの割愛採用のほか、近年職員育成という観点から環境省などへの派遣をさせていただいていることから、赴任旅費について所要の改正を行う必要がありますのでここでお願いを申し上げます。

新旧対照表でご説明を申し上げますので3ページをちょっとご覧いただきたいと思っております。第3条は赴任旅費についての定めであるものでございます。第1項では、従来からの特別の事由により本市以外の地域から新たに採用した職員について支給することができる旨の規定であります。改正案のアンダーラインにありますように「又は転任を命ぜられ住所若しくは居所を移転した職員」を追加規定させていただきたいものでございます。

第2項の改正では現行では割愛採用職員だけの想定をしておりますので、第1項の改正による、派遣、転任職員と二つの規定が必要でございますので、第2項で字句の整理を行うことによりまして、特別の事由により本市以外の地域から新たに採用した職員についての赴任旅費を、第3項の方の新設によりまして転任を命ぜられた住所若しくは居所を移転した職員についての赴任旅費を規定させていただきたいものでございます。

第3項本文では派遣、転任職員の赴任旅費は移転旅費を支給する旨の規定でございます。いわゆる引っ越し料だというふうにご理解をいただければと存じます。

第1号で扶養親族と一緒に赴任の場合は路程に応じて別表第2、これは2ページに表が見えますが、東京ですとおおむね250キロぐらいになりますので、別表の鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満に当たりますが、15万2,000円の支給ができるということになります。

第2号では、赴任の際扶養親族を移転しない場合、いわゆる単身赴任の場合の定めでありまして、1号に規定する額の2分の1の額ということでございます。第3号は、赴任のとき

は単身で赴任から1年以内に扶養親族を移転するときは、前号ですので第2号の規定による額という定めでございます。括弧内は赴任後にさらに赴任を命ぜられたときということで余り想定はないというふうに思っております。

第4項では第3項に規定する1年以内に扶養親族が移転をするとき、単身のとくと扶養を移転したときの移転料の定額が異なる場合の規定でございます。5項ではやむを得ないときは扶養親族の移転が1年を超えて延長することができる旨の規定でございます。以上が赴任旅費の部分でございます。

第4条でございますが、車賃の関係でございます。主に文言の整理でございます。通常の有料交通機関の利用では実費支給とし、やむを得ず有料交通機関以外のものを利用したときは、路程1キロメートルにつき40円を支給し、そのときの公用車及び市の借り上げ車両のときは支給をしないという規定でございます。有料交通機関以外というのは、想定では自家用車の想定がありますが、私用車の規定は第2号に規定がございますのでここで整理をさせていただき、第4条1項を車賃は旅客運賃又は車賃として支払った実額を支給するという改正でございます。

第2項であります、原則1キロメートル20円として規則で定める場合は40円というものでございますが、現状40円の支給はございませんので、「別に規則で定める場合を除くほか」を削除させていただきたいものでございます。第3項は文言の整理でございますし、第4項は公用車と借り上げ車両のときは車賃は支給しない規定ですが、有料道路あるいは有料駐車場の使用料はその実額を車賃として旅費の中で支給をすることができる旨の規定でございます。以下第7条、第8条の改正は6ページにあります別表第2を加えることから、それぞれ別表第2、別表第3が別表第3、別表第4として繰下げになるための改正でございます。

以上を改正文といたしますと1ページから2ページのような記載になるものでございます。2ページ下段の附則でございますが、施行期日につきましては平成24年1月1日からとさせていただきます、第2項で経過措置を定めさせていただきたいものでございます。説明は以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議 長 質疑を行います。

岩野 松君 3条についてお聞きしますが、今、該当する職員というのは年間どれくらいあるかお聞かせください。

総務部長 人事異動でございますので、今年、環境省に一人事務方は行っております。来年はまだ人事が決まっていますのでわかりませんが、今のところ環境省に一人といったところ。それから教育委員会ではこれも人事異動によりますが、教育指導主事さんが県庁から参ったり、中越教育事務所から参ったりいたしますので、その辺に限られるということですので、ですので、年間何人というのはちょっと答えられませんが、数名おるということは実際のところでございます。以上です。

岩野 松君 ものすごく数が多いというふうには考えなくてもいいわけですね。でも、これからは増える可能性はあるのかなと思います、そんなにはないということですが新潟の場合はどういう扱いになるのですか。

総務部長 記載にありますように居所を移した場合ですので、今新潟にも一人、今年も行っていないが連合に行っている場合があります。そういうときには該当になると。そう事案としては多くないだろうというふうに思っております。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第90号議案 南魚沼市職員の旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第90号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10、第91号議案 南魚沼市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 それでは第91号議案 南魚沼市都市計画税条例の一部改正について提案理由を申し上げます。今回の改正につきましては、議会で今までいろいろな議論がされた案件でございます。都市計画事業につきましては、街路事業、公共下水道事業等その他の事業に先駆けて行われてまいりましたが、その後同様の事業が都市計画事業でなくとも実施できることになるというふうなことで、そのほかの事業と差がなくなっているというふうな状況でございます。このような中で都市計画税のあり方を検討してまいりました。その検討の結果、平成24年度から現行の税率0.2パーセントを0.1パーセントに減じたいというものでございます。

平成22年度の決算で申し上げますと、現年課税分の調定額が1億3,940万円ということでございますので、その半分約6,900万円が減額になるというふうなことでございます。施行日につきましては平成24年4月1日からと考えておりますし、平成23年度分までの都市計画税につきましては、従前の例によるというふうなことで経過措置を設けております。なお、残りの1パーセントの取扱いにつきましては、今後も十分に検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 質疑を行います。



寺口友彦君 税率0.2を0.1ということで下げていくとありますが、3月の当初予算のときにも質疑がありましたけれども、都市計画税については今までの都市計画用途地域での事業の返済に充てていくという方針でありました。今の説明で6,900万円、今年度予算の部分でいくと6,600万円ぐらいでしょうか、なるかと思います。この部分が減収になっていくわけですね。この部分をどこかで穴を埋めるということになるわけですが、そうすると一般的に考えられるのは、減収をどこかでとろうという増税ですよね。増税という部分についての考えというのは今どうなっているのかちょっとお聞きします。

市長 以前にもちょっと申し上げましたように、本来でありますと都市計画税そのものを廃止して、その減収分についてはでき得れば固定資産税への広く薄く上乘せで確保したいという思いでありましたが、なかなか償却資産等に過重な負担がかかるということでそれは断念をさせていただきましたので、今現在これに対する補てん処置はございませんので、一般会計全体の中でそれぞれの事業の見直しとか、そういうことも含めて約7,000万円の減収に対応しようということであります。

この後、残りの半分につきましてもめどが立ったということではありませんけれども、できる限り早くきちんとした方向を出したいと思っておりますが、でき得ればやはり財源は見つきたいとそういう思いで、これからもそれぞれの財源をどう構築すべきかということはまた検討してまいりたいと思っております。

岡村雅夫君 私いつも言うのですけれども、こういった住民負担の部分で考えますと、非常に新たに求めたいというように市長は言いましたけれども、私はそうではなくてどういう節約 いろいろやっていることは十分聞かせてもらっているわけでありますけれども。収入が落ちてきている中で負担が増えていくというのはこれは大変なことで、現状維持だけでも大変だという状況の中で今回のこの2分の1にするということは、そういった面では助かるのかな、市民としては喜ばしいことだというふうに私は考えています。

やはりほかの税もそういった感覚でちょっと見直しをしていかないと、私は大変な時代が来たなというふうに思っていますが、そういう点で新たな財源を求めるのが増税という形で求めようとしているのか、何らかの節約ができる部分があるのかという、その辺の考え方だと思うのですが、所見を伺っておきたいなというふうに思います。

市長 先ほど申し上げましたようにこの廃止について検討したときは、でき得ればこれは都市計画税そのものが該当する方というのは非常に少ないわけでありましたので、それを市民全体で負担を分かち合っていこうという思いで、固定資産税のほんの微々たる値上げで済んだわけですね、全体の率としますと。ですので、そういう方向をちょっと検討したのですけれども、先ほど言いました特定税目といいますか税にちょっと偏在してしまうということでそれは断念した。ですから、税の中で今これを補う方法というのは特に考えがあるわけではありません。

では何で補うかと。今、議員おっしゃったように不要な部分等の調整。不要というのがあるかないかはわかりませんが、要は財源調整の中で不足部分をやっていかなければな

らないわけでありませぬ。ただ、ただ常に税も含めて負担も含めて常に下げていく、ただそれだけだという方向というのはやはり打ち出すべきではない。市民の皆さん方が相応に負担していただく分はやはり負担していただくなくてはなりませんので。景気の状態とかそういうことありますけれども、ごくごく景気の悪い中でどんどんと何かを値上げしていこうとかそういう考え方は全く持っておりませぬが、そのときどきの状況に応じてはそういうご負担をお願いすることもあるやもしれないということは申し上げておきます。ただ、それを念頭において全部やるということではないということです。

岡村雅夫君　市長はもうこれ以上の増税は難しいと判断したということをやはり明確にすべきだと私は思います。そうして、今固定資産の問題も私の仕事上の問題で考えてもわかるのですが、当然固定資産税の大きな部分を占めているというのは住宅政策ですよね。これで返せると計画したものがなかなか返せないという状況が今来ています。特にバブルはじけた頃、20年前に25年償還とかという、あるいはそういった形で今35年償還というようなことでやっているわけでありませぬけれども、そうした中で想定したことが想定を大きく狂わせているという実態はやはり赤裸々につかむべきであるというふうに私は思います。

そういう点からしてみてもやはり残されたものは何かということになりますと、いかに投資的経費あるいは維持管理費等を抑える方法を考えなければならないということをやはり庁内できちんと考えていただきたいということでありませぬ。そうすることによってとりあえず現状維持という形になるかもわかりませぬけれども、そして回復を待つという形でない私は大変な時代かなというふうに考えています。これから所信表明でもありましたように、いろいろな大型建築が整備がされていくわけでありませぬけれども、そういった中でやはり経常経費といひますかそういう点をきちんと見た中で、進捗具合あるいは時期的なものを考慮していくということも必要かというふうに思ひますが、ちょっとお聞きしておきます。

市　　長　　今ほど触れましたように時期を誤って何かをやるとかそういうことは全くするつもりもありませんし、今の状況を状況として重くとらえています。ですから、市民感覚的な中で、例えば必要であっても増税すべきでない時期というのはわかるわけですから、そういうことはきちんと考慮していく。別に私はこれを増税で対応するというふうには言っているのではないのです。何かの代替財源があれば一番いいか。当初思いついたのが固定資産税で広く薄く、本当に5～6倍の市民の皆さんが該当になるわけですから、都市計画税というよりは、でするので、そういう方法も考えましたがさっき言ったとおりそれは断念をさせていただきます。

しからば、この後どうするかということは、そういう負担増という部分がどこかにあるとすればそれはそれでやはり見直していかなければなりませんし、今、議員おっしゃったように我々が節減できるところは極力節減をしながら。ただ、節減をすればするほどまたやはり市民生活に影響の出る部分もあるわけですから、それらにはきちんと配慮する。そうするといわゆる投資的経費ということをやはり念頭において議員おっしゃるわけでしょうが、この投資的経費が、皆さん方がおっしゃるように今回何かをやったから市民の負担が増えて、市の負担

がどんどん増えてなんてそういう投資はそうするつもりはありませんから、よくご理解いただきたい。

この後いろいろ問題も出ます。大型、大型と言われますけれども、それについても十分財政の中で協議をして、市民の皆さん方から財政的にも大丈夫だということを、私は何度も説明しているので理解いただいたと思いますが、まだどうもご理解いただけていない。それは何回でも説明いたしますけれども、そういうことです。ですので、全く増税ということを念頭に今後おいているという、そういう考え方は全く持っておりませんので、そのことだけはひとつご理解いただきたいと思います。

岡村雅夫君　大体私が言わんとしているところはお見通しのようではありますが、私は今までの都市計画税の議論の中でさっき部長の説明の中であるように、ほとんど過去変わりなくという形でありますので、現に目的を達していないということを認めただけであります。これはあと半分見つけてから撤廃するというような形ではなくて、私は前段の説明であればいさぎよくこれだけを削ると。0.2パーセントをゼロにするというところから始まらなければならないというふうに思います。

そして投資的経費とかあるいは維持管理費とかということを考えてときに、1億3,000万円なりの、あるいは段階的にいくとするならば6,900万円ですか7,000万円近いお金にそうした苦慮をしているようなことのないように、やはり長期計画等も見直していかなければならないというのが、さっきの説明の裏ではないかなというふうに私は思っていますが、そういう点でひとつ考慮していくべきではないかというふうに思います。

市長　私も申し上げておりましたし、今、部長も現在の都市計画税そのものはいわゆる都市計画税として課す　現在ですよ　根拠がほとんどなくなってきている。これは間違いありません。しかし、前からこれも申し上げておりますように、当初この都市計画税を払っていただいた地域の皆さん方は、どこよりも早くこの恩恵に浴しました。そのまだ返済がずっと残っているわけです。ですから、それまで全部否定するということはありませんということ、私は議論の中で申し上げてきました。でき得れば全部廃止はしたいけれどもそういうこともあり、あるいは財政的なことも考慮しながら、徐々にやっていこうとういうことでもあります。一気にゼロにはするつもりは今はありませんけれども、なるべく早くこのことについては決まりをつけていきたいという考え方ですので、よろしく願いいたします。

若井達男君　久し振りの質問で多々失礼があろうか、また失敗があろうかと思ってどきどきしていますが。この都市計画税ですが、まず一番懸念されることは、今、市長の答弁にあります目的はほぼ達せられたと、当然のことながらこれは用途地域の中ですが。私はまだまだそうは感じていません。

そういうことで用途地域内における都市計画事業への影響は本当はないのかということと、併せてこれは簡単なことですが交付税参入の対象には多分なっていないと思いますけれども、そういったところの影響はないのかというまずこの点をひとつお聞かせください。

市長 久々のご質問でありまして、ときどきしながら聞いておりました。事業につきましては、まだ都市計画法上による街路事業というのはどこの地域もやれるということにはなっていませんので、これはこれでこの地域しかやれません。ただ、今、街路事業そのものに当初予定したような、本当に街路が必要か否かということも含めると、街路事業として採択いただくよりは、一般的な改良だとかいろいろな事業をやりますが、いずれまた一括交付金化もされるという方向ですので、まずその事業について支障があるというふうには今のところは考えておりません。

それから後段の部分ですが、いわゆる交付税関係には一切影響はしておりませんので、よろしく願いいたします。

若井達男君 わかりましたが、何はともあれ私どものところに市民の声が入ってくるのが、それぞれ所管担当課の窓口へ行くと、要望事項を出すと、銭がない、銭がない。しかしながら市長はそういうことは言わせないということは何回かこの議場で答弁はされております。また、この約7,000万円という財源がここで決定すれば決まるわけですが、それに代わるものは当面見えないという話です。私はこれはいち早く、今用途地域の見直しをやっておるわけですので、来年当たりほぼ決定すると思います。

そのときに税の根源は、広く浅くがまさに税の公平さの根源になっていると思います。これらをいち早く見直したときに、今の用途地域の指定は最後に見直したのが多分平成7年ぐらいでしょうか、その後ほとんど変わっていないわけですが、この南魚沼市、特に旧六日町の中においては、大きく市街地の形成は変わってきております。商業地域、近隣商業地域、住居地域その辺が変わってきておるわけです。その辺をいち早く見直したときには、新たな公平性から見たとき、用途地域が 私が考えることには倍までいかなくても用途地域の指定はされると思っております。それが0.1パーセントということであれば、この7,000万円というところを場合によってはその上をいくかもしれない。そうした中で段階的に最終的には都市計画税は徴収しないという、たどり着く、そういった方向ではないかと私は思っていますが、その点はいかがでしょうか。

市長 今、ご指摘いただきましたように、用途地域の見直しによって新たに用途地域内に入る部分、これはゼロとは言わないわけでありまして。ここに事業も何もなかったところに新たに都市計画税を課すか否か。これは非常に難しい問題であります。私はでき得ればそこにまた改めて今まで都市計画税がなかったところに税を課して、そして、ということではでき得れば避けたいという思いですが、まだ用途地域の全容が私もよく把握しておりませんので、これからその検討に入らなければならないと思っております。

ただ、それを免除する、今までの皆さんの全部もらうと、これはまた税制上非常におかしな部分が出ますので、その頃までにはきちんとした整理を図っていければという思いを持っているわけでありまして、よろしくまたご指導いただきたいと思います。

それから税につきましては、私どもで操作できる税なんていうのはほんの少しの部分です。入湯税とこの都市計画税と、あとは固定資産税の上げ幅、下げ幅がほんのちょっとというそ

の程度であります。今国の方で社会保障と税の一体改革とかいろいろのことが検討されておりますし、消費税についてもいろいろ検討されているわけであります。

そういう中で地方への配分、特に消費税ですけれども、これは全国市長会いわゆる地方6団体は、全てその率も上げて地方に配分せよということを強く主張しているわけでありますので、そういう部分での財源確保ということも、やはりひとつはまた視野に入れておかなければならないという思いでもあります。

若井達男君 用途地域についてですが、これは確かに何らないところが急激に用途地域に指定された。そこに新たな税が発生するということは確かに市長の答弁のとおりです。しからは、今までを見てきたとき、私はこれは一般質問でやっておりましたが名前を出して恐縮ですが、ひらせいさんとか原信さん、あれは平成11年ぐらいでした。それより早いのがジャスコ周辺です。それに合わせたのが今のララ、中心市街地が寂れてはならないということをやっているわけです。今、始まったのではなくてはるかにもう10年、15年というそういった経過を見ている。しかしながら課税はされている。シャッターは閉まっても課税されたというそういったことを私は申してきているわけですので、何ら急に入ったからうんぬんという、しかしながら税の公平であればこれはいただかなければならないというのもあるわけです。ひとつその辺は十分考慮した中で用途地域の見直しをいち早く決定しておくべきだというふうに考えています。

市長 当然でありますけれども、用途地域外であってもいわゆる都市計画事業的な部分について、相当恩恵を被っているという区域も当然あるわけであります。いわゆる全く新たに入った部分とはそれは違うということは十分認識しておりますので、その辺の整合性をどうきちんとしていくかということは念頭においてやらせていただきたいと思っております。

牧野 晶君 それこそ24年度、本当は廃止かなというふうな思いがあったのですが、そこを0.1パーセント、半額ということでしかも増税しない 増税という言い方はちょっと気に入らないがというふうな言い方をしましたが、増税しないということなので、泣く泣くということでちょっと賛成していこうかなという思いがあるのですが、それでも都市計画用途地域の税を払っている人に対してはもう間違いなく減税になるわけですね。そのところをしっかりとこの不況で困っている中、そしてこれのあるところは中心市街地で例えば旅館業している方たちも本当に重石がちょっと軽くなる点は助かる。ここで例えば都市計画税0.1パーセントにするけれども、よかったよかったと言わずにお客さんを呼ぶようなことも、ここの部分で還元するからまたその部分を貯金とか借金返済に回すのではなくて、しっかりとまたお客さんを呼び込むようなメッセージというのも重要ではないかなというふうな思いがあるのですが、ちょっとまたご検討いただければと思います。

市長 こうしていわゆる負担減になった部分について、市があれこれあっちで使え、こっちではと言いませんけれども、こういうことも市として施策として出しましたので、皆さん方も十分これらを活用してというようなことはまたきちんと申し上げていきたいと思

っております。議会の皆さん方からもまたそれぞれ一生懸命宣伝していただければと思います。よろしくお願いいたします。

中沢俊一君 時代が移って街路事業も相当充実してきたと、それはもうわかりました。1点具体的な例として心配な点があるのですが、流雪溝整備であります。まだ管路そのものもまだまだというところもあるわけですが、これについての財源から事業の見通しについてお願いします。

市長 流雪溝整備につきましては、都市計画税とかということとは一切関係なく、財源をどうするかという問題はずっと議論をまいりました。しかも、国県はほぼ自分たちの範囲の投資は終わっているわけですので、例えばここで市が打ち切りますとそれらについてもまた返還とかそういうことが生じるということもわかっております。財源の許す中でちょっと長期的視野に立って整備していかなければならないという思いであります。

水の確保等についてもまた新たな水利権の取得もちょっと検討しなければなりませんし、そういうことで止めたとは申し上げません。18豪雪そして去年の豪雪等で流雪溝が特に市街地の中では絶大な威力を発揮しましたので、そういう観点からも含めてであります。都市計画税と一体化をしてという考え方を持っておりませんのでよろしくお願いいたします。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。第91号議案 南魚沼市都市計画税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第91号議案は原案のとおり可決されました。

議長 休憩といたします。休憩後の再開は11時15分といたします。

(午前11時02分)

議長 それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時15分)

議長 日程第11、第92号議案 南魚沼市合併振興基金条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 92号議案の提案理由を説明する前に、今ほど所信表明資料の間違いを指摘いただきましたので、誠に恐れ入りますが所信表明の32ページをお開きいただきたいと思っております。32ページの中ほどに市民会館の10月末現在の利用状況が載っておりますが、

23年度のリハーサル室等のところが「3,3344」となっておりますが、これは「3,344」の誤りでございますので、ご訂正をお願いしたいと思います。誠に申しわけありませんでした。後ほどまた所信表明資料を引用いたしますので、ちょっとお手元に置いていただきたいと思っております。

それでは92号議案についてご説明申し上げます。本件は連帯の強化と地域振興のための事業に当てるため合併特例債を活用して積立てが認められております基金に関する設置条例でございます。平成18年の事務連絡で造成のために起こした特例債の償還が終了している部分には取崩しが認められてきておりますが、現行の基金条例では処分に関する規定がございませんので、このたび議案にありますように処分として第6条を追加させていただき所要の改正をここでお願いをするものでございます。

経過を若干申し上げますと、先ほど市長の所信表明の後段で市長が申し上げましたように、合併振興基金の繰替え運用につきまして、当時はやむを得ないという県の指導で10年間の繰戻し計画を立てたところでございますが、国の方針変更により現段階では年度を超えての繰替えは適切でないという指導の中で、県と協議をいたしまして解消計画を立てさせていただきました。一括で財政調整基金で充当することもできますが、不測の事態への対応ができませんとも考えられますので、繰戻し計画の中で実施をしていくこととするものでございます。

今ほどの市長所信表明の63ページをちょっとご覧いただきたいと思っております。後段の方に(3)で63ページ、64ページにわたっておりますが、合併振興基金の繰替運用解消及び取崩計画でございます。県との協議の中で本年度を含む4年間で解消する計画でございます。平成22年度では表の中にありますように23.8億円の基金から、これは引き算するとあれなのですが、19.6億円を繰り替えていたところでございますが、23年度は表最下段の右のように財政計画当初積立額2.5億円、それから減債基金取崩相当分2.2億円、一般財源で1億円の合計5.7億円を繰戻しいたしまして、次ページ上段に記載になっておりますように、合併関連ソフト事業への充当として1.3億円を取り崩させていただきたいものでございます。これによりまして23年度末は基金残高が22.6億円、繰替運用後が8.6億円となります。

以下64ページに記載のように24年度は6億円、25年、26年は4億円の繰戻しと各年度合併関連ソフト事業へ1億円の取崩しを計画いたしまして26年度には繰替運用解消完了という計画でございます。また、繰替運用計画解消に伴う財政調整基金、それから減債基金については下欄にありますように、現段階では26年度末には記載のような状況になると推定をしているところでございます。

こうした措置を行うため、この条例の一部改正をお願い申し上げます。以上から議案に返っていただきまして、第6条として処分につきまして本件条例に1条の条文を追加させていただきたいものでございます。なお、附則は公布の日から施行ということでお願いをしたいものでございます。説明は以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定

を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 合併振興基金がそういう制度になっておりますので、この処分の追加がいいとか悪いとかということではないのですけれども、今説明にありましたように、当市のこの基金条例の中では、処分の項目がなかったわけですよ。それを私は今までの説明の中で合併特例期間が経過後、激変緩和そういう面も含めて基金を積み立ててそれを運用していくのだと。ですので、私はほかの市の基金条例を見ますとその処分はあるのですけれども我が市はない。これは私個人的には優れた財政、将来的にはいいところを見通した基金条例だと思っていたのです。

ここで県のそういう方針変更があったとはいえ、私はそうなると合併特例期間後のという、虎の子の財源というのもちょっと変な言い方ですけども、私は大切な財源だと思っているのですが、そういうふうなことでますます将来的な財政運営がちょっとやりづらくなるのではないかという懸念もするわけであります。この方針変更がいつ頃行われたのか。最初はこういう処分がない状態できたわけなのですけれども。その辺をもうちょっと詳しく説明をいただきたいと思います。

総務部長 話が出てきたのは、はっきり出てきたのが10月17日あたりからです。ですので、私どもとすると繰替運用をさせておいていただいても、そのもののお金は担保されているわけですから、いわゆるどちらかと言えば平たい言葉で言えば定期預金になっているわけですので、それをわざわざ崩して財政調整基金という普通預金の方に持っていかなくてもその繰替えていいだろうということになっておったわけです。確かに自治法上を考えれば、一時借入金年度末までに返さなければならないわけですから、それと同じことと考えればやはり国ないし県の言うことでやらなければならないだろうということなのです。

10月17日からかなり県とやり取りをしてまいりまして、先ほど市長申し上げましたが、一括で財調をおろして充てればそれはそれで今の段階は済むのですが。ただ、今回も災害で8億円、この後もまだいるわけありますから、いろいろ県と相談をした中では今年度を含む4年間で解消させてください。県の方も若干指導の何て言いますか、方針変更について間違いがあったとは言いませんが若干責任を感じられている。では、4年間でいいだろうということが最終的には10月26日に決定をしたということで、本議会をお願いをしようという経過でございます。

それから先ほど申し上げました激変緩和のときでございますが、これはこの基金として持つか、あるいは財調で持つかということでもありますので、財調の方でその部分をしっかり担保していけば足りるのではないかなというふうに思っております。現段階では返還をしたソフト部分しか取り崩してはならないというふうに書いてあるわけですから、その後の満了後についての措置と申しますか、考え方というのはまだ国から示されていないそうです。ですので、満了した後全部おろしていいよということになるのか、その辺がわかりませんので、今のところはソフト事業の部分だけ年間1億円くらい降ろさせていただきたいということで



す。

ちなみに基金条例の場合は当然目的があって積むわけでありますので、条例中に処分を入れるというのが本来は妥当だったのではないかというふうに今は考えますが、現行条例にはそれが入っていないので改正をさせていただきたいということをお願いをしたいと思っております。以上です。

佐藤 剛君 大体わかりましたけれども、ただ、現行の財政計画には、先ほどちょっと触れましたように、あえてこの処分をしないというようなことで財政計画が組まれているわけですね。今度は処分を入れる。今ソフト事業の1億円くらいずつだということなのですけれども、そういう中で財政計画が今後ほかの ほかのところでもちょっと触れますけれども、財政計画が変わってくると思いますか、そういうふうなことにはつながっていかないのかというところがちょっと心配なのですけれどもその辺を。

総務部長 やはり自由におろせる普通預金とそうでない部分があるわけでありますので、先回の5か年の財政健全化計画を受けまして終わりましたので、それを受けてまた財政計画の準備をしておりますので、若干当然引がかかるものが出てくるかもしれません。なるべく先ほど申し上げましたように財調を、私としては財調をいっぱい持っていくこと、あるいは起債の額を減らすことというのがやはり財政上一番いいだろうと思っておりますので、財政調整基金の中で充当ができるように今後持っていきたいというふうに思っております。計画は今準備を進めております。以上です。

寺口友彦君 国の指導を受けての条例の改正でありますので、この部分については異論はありません。ですが、同僚議員からも指摘がありましたけれども、要はその平成26年度末の時点で財政計画では合併振興基金と財政調整基金の残高の合計だったのですけれども、26年度末では29億円くらいという予定で財政計画を組んでありました。それに比べましてこの資料の26年度末の残高の合計を見れば確かに34億円ほどですから、それほど減っている部分ではないと。

総務部長が言ったように現金として使える部分の財調の方を余計持ちたいという部分はよくわかります。ですが、問題はこの合併振興基金が平成32年度には23億8,400万円あるという、こういう想定の下で財政計画を組んでいるわけですね。この部分がもう既になくなってしまおうという部分について非常に危惧をしているわけなのですけれども、こういう部分を含めて新たな財政健全化計画を立てると。財政計画を立てるということでしたので、この32年度に23億8,400万円と想定した部分が半ら4億円ちょっと減るというものでありますから、この部分をどういうふうにお考えなのかちょっとお聞きします。

総務部長 それはやはり財政計画の中で考えていく部分でありまして、例えばここで26年度までであります、今の総合計画の中で24、25、26を見ているわけですし、それ以後の総合計画についてはまだ規定がないわけでありまして。ですので、今の段階ではこういうふうになるというお示しができるのであって、ここで33年のものが期待とするところいうふうにしたいということでありますので、きちんと1,000円未満までどうこうという

のは今のところ推計はできません。

ましてや地方交付税等がどうなるのかこの問題もありますし、ほかのいろいろな状況があるわけでありますので、ここで33年までのことは推定はできませんが、ただ財政調整基金で残すか、合併振興基金で残すかというその二つだろうと思います。その減ったのは財調で残るような格好で組んでいければいいわけだろうというふうに、今は私は考えております。以上です。

寺口友彦君 先ほどの都市計画税の部分についてもありましたよね。この自然の流れなどを見ても減収傾向ですよ。ずっと続くという部分があります。その分の確たる財源として合併振興基金であったり、財政調整基金であって、今現在持っている部分については非常に期待をしている部分なのです。ところが、今後それを積み増しをしていった中で、今部長が言ったように、32年度に23億8,400万円であったけれどもそれに近い形で財調を積んでいこうというお考えなのであろうけれども、かなり厳しい状況が出てきたなというふうに私は思っているのです。そういうところがやってみなければわからないという部分があります。今日の後、全員協議会ありますけれども、災害復旧についてどの程度掛かるかというのがまだ全額がわかっていないという部分でありますので、そうするとかなり厳しく、厳しく査定した中で新しい財政計画は立てなければならぬと思っていますが、それについてお考えを。

総務部長 おっしゃるとおりだと思います。そういう形でしていかなければならないと思っていますし。例えばおっしゃった災害でも8億円の金があるなどということは3月の前のときはほとんどわかっていないわけであります。あるいはこれから支援学校にしる新しいもの出てきますので、そういうことを十分に考えた厳しい財政計画を考えていきたいというふうには思っております。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第92号議案 南魚沼市合併振興基金条例の一部改正については原案のとおり決定をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第92号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12、第93号議案 南魚沼市スポーツ推進審議会条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長　それでは93号議案　南魚沼市スポーツ推進審議会条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。上位法でありますスポーツ振興法が全部改正する形でスポーツ基本法として平成23年6月24日交付され、8月24日から施行されました。スポーツ基本法ではスポーツ推進審議会を置くことができるとなっておりますので、既存のスポーツ振興審議会をスポーツ推進審議会に改正するものです。

それでは資料1ページ、第2条審議会は15人以内の委員で組織する。この部分については既存の振興審議会条例と同じ人数になっております。第3条審議会の委員の任期は2年とする。この部分についても同じとなっております。それでは2ページをお開きください。附則をご説明します。2項この条例の施行の際、現に改正前の南魚沼市スポーツ振興審議会条例第3条第2項の規定により委嘱されている審議会の委員は、この条例による改正後の南魚沼市スポーツ推進審議会条例第2条第2項の規定により委嘱された審議会の委員とみなす。なお、この任期については平成24年3月31日まで存続するものとします。3項南魚沼市特別職の職員の給与に関する条例を次のように改正します。スポーツ振興審議会委員をスポーツ推進審議会委員へ、体育指導委員をスポーツ推進委員へ改めるものです。別表については今ほど私の説明したものを表となって説明しております。以上でご説明を終了いたしますが、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　　質疑を行います。

寺口友彦君　この上位法であるスポーツ基本法、これに合わせた形での名称変更が主なものという部分がありますが、うちの市は今スポーツ基本計画を策定中であります。そうするとスポーツ基本法の精神にのっとった形での名称変更ばかりでなくて、それぞれの各委員の方たちの果たしていただく内容といいますかについても、かなりの部分で重責とは言いませんけれども、部分が出てきている。これは確かでありますけれども、その部分についての現在の振興基本計画との整合性といいますか、その辺は大丈夫なのかということをお聞きします。

教育部長　計画については検討委員会をお願いして12月にまとまっております。それを現在のスポーツ審議会の方にさらに検討をお願いしておりますが、この部分が今ほどご指摘のように推進審議会に名称変更をして、先ほど説明のように任期が3月31日まで。できれば3月31日までにまとめ上げたいなと思っておりますが、その法にのっとっている部分については、今まで振興という形でスポーツを国がとらえていたのを、もう既に位置づけられた部分を基本的にという部分で若干法の精神が変わっていますから、ご心配の部分については教育委員会で既に説明しておりますし、その審議会で法に沿った形でスポーツ推進計画をまとめていきたいというふうに思っております。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議　　長　　討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第93号議案 南魚沼市スポーツ推進審議会条例の制定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第93号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第13、第94号議案 南魚沼市スキー場等施設整備奨励条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長 第94号議案 南魚沼市スキー場等施設整備奨励条例の全部改正についてご説明をいたします。平成22年度の南魚沼市における観光客入込数は325万8,000人であり、その中でスキー観光はおよそ30パーセントの97万6,000人であります。スキー産業の経済波及効果は、原材料などの仕入れなどを通じて他の産業の生産を増加させる生産波及効果や、利潤、雇用者の賃金などの付加価値が増加する所得効果、消費による生産の増加で雇用が増加する雇用効果、生産波及効果や所得効果等の結果として税収が増加する税収効果などの経済波及効果が大きい産業の一つと言えます。このため、観光産業の基幹部分としてスキー場の存続と維持、運営を続けることは多大な経済波及効果が期待されるものであり、観光振興策としての大いに意義があるものと考えます。

この条例はスキー産業の活性化と索道施設の整備の促進を図るため、新設、増設又は更新により新たな事業を興すものと、破産法により破産手続開始決定を受けたものが引き続き事業を継続することに対する固定資産税を5か年以内減額、免除による索道事業者に対する奨励条例でございます。

今回の事案は六日町スキーリゾートを経営していたオーハシアークテクトが平成23年7月22日破産手続開始決定を受け、破産管財人が継承者を探しておりましたが、7月の新潟福島豪雨災害によりスキー場のグレンデなどに多額の復旧費が必要になることから引き受け手がおりませんでした。このまま六日町スキーリゾートが営業できない状況になると施設の荒廃はもとより、雇用をはじめとする地域経済への影響が多大となるため、裁判所から許可をいただき、破産管財人と株式会社スマイルスキーリゾートが受託契約を結び、11月9日から運営継承を行うことができ、11月24日破産管財人と株式会社スマイルスキーリゾートと南魚沼市は観光振興や地元雇用に努めることを謳った基本協定書に調印をしたものです。

1ページをご覧ください。第1条の目的は市内における索道施設の整備を促進し、またスキー場等の大規模観光施設の再生を支援するために奨励措置を講ずることにより、観光産業の振興を図るとともに雇用の確保に資するため、南魚沼市スキー場等施設整備奨励条例の全部の改正をお願いするものでございます。

第2条の定義は索道施設と大規模観光施設の基準を定めております。第3条の指定の基準

では市内で索道事業を行うものが新設、増設又は更新により取得した索道施設で新たに事業の用の供するものと、破産法第30条の規定による破産手続開始の決定を受けた破産者が、事業の用に供していた大規模観光施設を引き続き運営し、雇用の創出や維持が図られることが指定基準であります。

続きまして、2ページをご覧ください。第4条の申請及び指定では奨励措置を受けようとするものは市長に申請し、基準に適合する場合は市長が対象施設として指定するものであります。第5条では奨励措置として対象施設に対して課せられる固定資産税を5年以内に減額し、免除することができるものであります。第6条では指定の取消しと奨励措置の停止を定めております。第7条では報告又は立入り調査について定めております。施行期日は交付の日から施行をお願いいたします。

あと附則でございますが、これに伴いまして南魚沼市税条例の改正をお願いするものでございます。先ほど大変申し訳なかったのですが、大規模観光施設という部分についてお話をいたしました。こちらの第2条については索道施設でロープウェイ・ゴンドラリフト及びスキーリフトをいうということでございます。スキー場についてはゲレンデ、索道施設、宿泊施設、これらに付随する施設及びその敷地の総体を言うということということで訂正をさせていただきます。以上です。よろしくご審議を賜りましてご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 質疑を行います。

岩野 松君 まあ、きてくれて良かったと私は思っております。奨励措置ということでここに規定がありますが、これはあれでしょうか、工業団地などのものと対応してどういう違いと同じなのかちょっと、私が認識不足でお聞かせいただければと思います。

産業振興部長 今までの条例ですと、これについては新設の部分だけでありました。それで償却資産の2分の1を5年間という条例でございましたので、それを新設とあと併せて破産をした方が引き続き事業を行う部分について免除をするということです。工業導入の方は3年間の固定資産税の減免となります。

中沢俊一君 3条の(1)についてはこれは問題ないと私は思っていたのですが、問題はその破産法による以下のことであります。そく聞するところによりますと、索道の保守管理、法的に確か決められたオーバーホールであるとか、厳しいそういう点検の義務があるそうですが、なかなかこういう財政事情の中で、景気の中でそういうところの不備のある例が結構あるのではないかという声を聞きました。

これがあちらこちらでまあまあ毎年のように起きるリフトの転落であるとか、ロープウェイの不具合、こんなふうにつながっている例があるのではという懸念がありますけれども、これについてのこの条例を適応するにあたっての経過と言いますか、確認と言いますか、その辺のことはどう考えているか聞かせてください。

産業振興部長 これは国土交通省の検査がございますので、そちらの方の検査を受けたものについて営業するというので、今年についてクワッドリフトと一番上のリフトについ

では営業しないというふうに聞いております。以上です。

牛木芳雄君 スキーリゾートの営業がこれによってかなうということで大変いいことだなというふうに思っていますが、この第8条で必要な事項は規則で定めるというふうにしていただけますけれども、一般的にこの減免あるいは免除と謳われていますけれども、どの程度の減免とか、事案についてどの程度の免除なのか。その辺は規則で定めるというふうに謳っていただけますけれども、どの程度考えているのかお聞かせください。

それからもう1点ですけれども、スキー場の都合によって一番輸送力のあるクワッドリフトが運転されないということで非常に残念です。上がったばかりの左側のいわゆる第3といいますが、長いリフトですから頂上までは行けなくなるわけですし、例えばスキー授業等で使う場合は一度にどっと生徒さんが集中するわけですから、輸送力が大分落ちてしまう。大変懸念をしているわけです。スキーロッジ等も営業しないという方針だそうではありますが、どうでしょうか。弁当を持ってそこに行ってスキーを楽しんで帰ってくるという、そうなるとなかなかその他のスキー場と比べて困ってしまうなというふうに、地元としては感じているわけですが、これにはどのように対応していくかお聞かせください。

市長 減免の範囲ではありますが、今回の事例は、今回の事例はですよ、5年間全額免除という方向で考えております。5年間全額免除であります。

それから、後段の一部営業ができないとこれは先ほど部長が触れましたように、若干検査体制等にも急きょ決まったものですから、当然継続 中里スキー場を運営しておりましたので索道事業者でありましたから、新たな申請ではなかったのですけれども、やはり災害等の関係もあって、若干ゲレンデを使えないとかそういう部分もありますので、リフトとそれからセンターロッジですか今年はちょっと営業はできないということです。これはもう来年以降は間違いなく復旧してちゃんと営業していただくということになっております。

ゲレンデではなくてセンターロッジの関係については、今おっしゃったようなこともありますので、そのホテルを開放して部屋で休んでいただくということも考えながらやっていくそうであります。低料金で一日中使っていただいて結構だとか、まあまあセンターロッジの代わりになるということではありませんけれども、そういうことで休憩施設等も今年度は確保したいと。

それからもう一つ触れておきますが、今まだ破産管財人の持ち物なのです。まだですね、今年度は。来年度全てがこのスマイルスキーリゾートの方に売却移譲ということになりますので、この1年部分については破産管財人の方からスマイルスキーリゾートが委託を受けて事業を今年はやると、このスキーシーズン。来年以降、自社できちんと運営をしていくということになりますのでよろしくお願いたします。

岡村雅夫君 5年間免除ということではありますが、1年当たりどれほど、どの程度の課税がなされていたのか、ちょっとその額を教えてくださいたいと思います。

税務課長 ただいまの質問ですけれども、概略であります今回どれだけの施設を来年度以降移譲になるのかというのはわかりませんので、今までかかっていたものは全て合わせ

ますと、ちょうど約1,000万円程度と、固定資産税という形になります。以上です。

市長 その中でアネックス、いわゆる253部分にあるこれは継承しませんので、それは当然ですけれども破産管財人の方でまだ管理していることにはなりますが、その部分は除かれます。ですので、スキー場総体といいますけれども、今までの索道はその部分であります。ホテルが加わるくらいであとはほとんどが借地であります。ですので、そちらに対してのその固定資産そのものの原因は発生しておりません。大体区有地でありますので。ですからそう大変な額ということにはならないわけでありまして、大体今1,000万円弱、これからアネックス部分が抜かれますからもう少し下がるのかなという気がしておりますけれども、そんな状況であります。

岡村雅夫君 スキー産業の経済的波及効果ということでこういうことという説明を受けたのですが、私は一番問題にしなければならないのは、そういった事業者がこういった破産をしていく。してからこういう事後処置ですよ。旅館民宿業者も通年でやっている方もいますし、特に石打あるいは塩沢方面の方々というのは非常に投資をしております。その固定資産税が大変だという、これは要するにこういう事業者が破産するのも、また民宿等が窮地に追い込まれるというのも、やはり同じようなことなのかなというような気がします。今その人たちから固定資産税を何とか免除できないかとか、減額できないかとかとそういうやはり破産する前のね、希望が出されておることが私の耳にも入っています。

そういった事後処置でこういう形で1,000万円足らずだからまあまあやってくれるのなら良からうということではなくて、スキー産業全体を考えることであるならば、ちょっとそういった措置を取っていかないとかなり大変な方々が出るなと。現に営業もできなくて、建物も壊せなくて、そしてそれを持っているがために固定資産税がどんどん増えていくという要するに滞納が増えていくという方々も多分いるやと思います。そういった現状、やはりスキー産業全体を考えると、今後措置をしていかなければとんでもないことが起きるのかなという気がします。そういった実状、私だけの感じなのか。担当等でありましたらひとつ所見を伺っておきたいなというふうに思います。

市長 実状等については担当の方がではお答えいたしますが、このことにつきましてはまさに事後処理であります。と申しますのはあそこのスキー場が閉鎖したままでどれだけの影響が出るかということになりますと、上の原のあそこの民宿と言いますか、旅館組合のほとんどが壊滅状態になる。雇用も約50人が80人だったか60人くらいか、これは全部ゼロになる。そういうことで地域経済に与える影響が余りにも大き過ぎる。そういうことの中でこの条例をお願いしているところであります。

今触れました民宿あるいはペンション、ホテルこれらについてもどうということかはわかりませんが、要はあそこの会社はもう1回破産をして、その後受皿がなくて困って地域経済には大変な影響が出るということです。今のおっしゃり方ですと、破産をする前に手を打てと、こういうことではあります。それに手を付け始めますと、もうほぼ全ての部分に固定資産税の減免をしなければならないという状況も生まれかねないということですので、これらにつ

いては、今民宿や旅館の皆さん方が厳しいからその固定資産税を減免しろということにはちょっと当たらない。

ただ、その営業等あるいはいろいろの利益が少なかったとか、震災があったとかそういうことの中での信用保証料の立替えというか免除だとか、あるいは利子補給だとかいろいろな処置は講じておりますので、そういう点で何とかそれをご利用いただいて立ち直っていただく、あるいは適正規模に営業を切り替えていただくということではないかと思っております。現状について担当がわかっていることがあったらご報告申し上げます。

税務課長 ただいまの質問ですけれども、平成22年度決算を見る限り、一般市民税の現年度の収納率が98.06パーセント、法人税に関しては99.50パーセント、軽自動車98.11パーセント、たばこは100パーセントです。入湯税が97.83パーセント。それに対しまして固定資産税については95.77パーセントとなっておりますので、ほかの税よりは現年度分だけでも若干収納率が下回っているというふうに見ております。

今ほどの民宿街が非常に厳しいという声も聞いているところもございますけれども、常に全体をどう取り扱うかということについては今現在の税条例に基づきます、また地方税法に基づいて当面は取扱いを行っていきたいというふうに考えております。以上です。

牧野 晶君 岡村さんとはまた違う視点でちょっと聞いてみたいのですが、それこそ5年で1,000万円はいかないけれども、トータルで最高でいけば5,000万円くらいになるわけです。ご存じのように本当にスキー産業がしんどい中で、例えばですよ、破綻してからこのクラスで5,000万円、5年間やっていくのと、破綻する前に何とか延命をこうしていく、していくというふうな支援というのを、電卓で計算しては余り良くないのかもしれないのですけれども、そういう視点でも考えていくのも必要ではないのかなと。

破綻しないふうには、先ほど市長は災害あったときとか何とかしたり、不況で少雪だったときは何とかしたりするというのもありますけれども、スキー場に関しては本当に市長の言われる点、非常に地域の経済に影響が大きいということの中で、あっぴあっぴでやっている点があるので、限り、破綻しない支援というのもいろいろとまたスキー業者さん等も話をしして、何か内々で聞いていくとか、探っていく必要も私は重要だと思うのです。ちょっとそここのところの認識がちょっと私市長なかったのではないのかなという思いがあるわけですが、聞いてみたいなというふうな思いがありますがいかがでしょうか。

市長 このいわゆる六日町リゾートもオーハシアーキテクトですね、それから浦佐スキー場についても事前に相談というのは一切ない。そういう中で破産ということが突如打ち出されたわけでありまして。ですから、例えばご相談があればですね、いろいろどういことができるかは別にして、相談内容については市として協力できることもあったかもわかりませんが、かも。これはわかりません。

それで一般的な民宿の皆さん方についても、全体だということではこれはなかなか対応はできません。ですから、納税という形の中でそれぞれ個々の違いが出ておりますので、ご相談にどうぞおいでくださいと。我々も破産をさせるために税を取るといような方向は打ち



出しておりませんので、無理なところは無理なりにいろいろ状況を勘案しながらやっていくわけでありますから。その民宿全体がだめなのだからそれを何とかしろという話ではちょっと応じられませんけれども、厳しいという状況は十分認識しております。認識しておりますので、どうぞ税務、あるいは商工観光の方に状況も含めて大きなけが、やけどにならないうちにご相談できる部分のご相談いただきたいと思っておりますので、そういうふうにもたお伝えいただければと思っております。

牧野 晶君 私が言っているのはスキー場自体で、今回民宿に関しては別にぶつぶつ言うつもりはないわけです。浦佐にしろ、ミナミにしろ、・・・にしろやはり破産するということになれば本当に内々でやっていてぼんとやらなければ、まとまらないというところなので、市に相談などできるわけないわけです。そういうことを言っているわけではなくて、例えばスキー場が今市内にあるわけですがけれども、その予算を決めて、例えば年間1,000万円盛るからその中で広告費等を皆さんがお客さんをお客さんと呼んでこられるのに使うのであれば、例えば1割補助するよとか、2割補助するよとか、そういうふうな視点で支援していく。具体的にちょっと言ってしまいましたけれども、そういうふうなまた別な支援というので生かしていくというのだから考えた方がいいのではないですかという、倒れないようにしていくのを、倒れてからの支援も重要ですが、倒れないようにしていく支援というのが重要ではないですかということをお願いしたかったので、ちょっと私の言い方が悪かった点はあるんですが。

市長 それは言い間違いは聞き手の粗相ですから、これは私が粗相ですが。そういう支援は今、観光協会を通じて宣伝等についてはトータル的にやっているわけです。個々のスキー場の宣伝について市が補助を出すとかということはしていません。

それから先般も3スキー場で試験的に首都圏からバスでお客さんを連れてくると、こういうことについても市が補助しておりますので。個々のスキー場の宣伝だとかそういうことはちょっとできませんけれども、スキー産業全体としての底上げが図れるような、活性化が図れるようなご支援についてはできる限りのことはしてまいりたいと思っております。

ですので、今度はではスキー場の経営者の皆さん方が、本当にそういう窮地に陥っているような状況であることであつたら、何とかその事前に相談いただく方が我々にとってもやはりいいかなと思います。そういうふうにもた皆さんに周知をしてもおきますし、皆さん方からもご指導願いたいと思っております。

なお、今回災害復旧関係で25パーセント、上限がありますけれども補助をさせていただきますして、それぞれのスキー場の皆さん方からこれについては本当にもう何ていいですか、ありがたかったと。やはりそういうことが市の姿勢として伝わってくるのでありがたい、うれしいということもいただいておりますので、一応申し添えておきます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第94号議案 南魚沼市スキー場等施設整備奨励条例の制定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第94号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 昼食のため休憩といたします。午後の再開は1時15分とします。

(午前12時04分)

議 長 それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後1時14分)

議 長 日程第14、第95号議案 平成23年度南魚沼市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 第95号議案につきまして提案理由を申し上げます。補正予算の主な内容といたしましては、職員給与費について前回の臨時会でもご説明申し上げましたとおり人事院勧告に基づく給与改定は行いませんが、年度末までに不用額が見込まれますので7,420万円を減額。障がい者自立支援事業が利用者の増、新体制の移行などにより1億1,563万円の増、子ども手当支給額が10月から変更されましたので1億9,936万円の減、保育園途中入園児童や産休職員の対応として臨時保育士等の賃金等5,866万円。豪雨災害関連で災害救助費の不用見込額1億1,230万円を減額するとともに、公共施設復旧費が不足する見込みとなりましたので、1億4,005万6,000円を増額したいものであります。

歳入につきましては、歳出に関連する項目が主な内容となっております。税収は比較的順調であり、予算現額を上回り確保できる見込みでありますけれども、なお法人税等予断を許さない部分もございますので、今回の補正は見送りとさせていただきます。

先ほど議決いただきました92号議案でもご説明申し上げましたとおり、平成19年度から行ってまいりました合併振興基金の繰替運用でありますけれども、計画では運用から10年をかけて繰り戻すこととしていましたが、本年度から4か年で繰替運用を解消することといたしました。歳出で合併振興基金積立金3億1,982万円を追加計上する一方、合併振興基金を1億2,720万円取崩しと、減債基金2億1,982万円の取崩しを計上いたしました。これに関連いたしまして、合併関連事業に充当予定の新潟県市町村合併特別交付金5,400万円を減額することといたしました。

歳入歳出総額5,807万円につきましては豪雨災害復旧に関する不測の支出に備えて予備費に追加をいたしました。以上によりまして歳入歳出予算総額それぞれ2億7,824万7,000円を追加し、歳入歳出総額予算を3億856,382万2,000円としたいものであります。詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜り

ますようお願い申し上げます。

総務部長 それでは補正予算についてご説明を申し上げます。12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。事項別明細書に歳入からご説明を申し上げます。8款1項1目地方特例交付金でございますが、児童手当及び子ども手当特例交付金の決定によりまして1,566万円ほどの減額でございます。9款1項1目地方交付税29万円ほどの減額がありますが、交付決定額97億2,123万6,000円で予算額との差を計上させていただくものでございます。

11款2項1目民生費負担金では中途入園にかかる入園費負担金2,295万円ほどの追加計上でございます。13款国庫支出金1項国庫補助金ではそれぞれの事業にかかる国庫負担金の増減であります。大きなところでは2行目の子ども手当国庫負担金が10月1日からの支給額変更によりまして1億7,931万円余りの減額でございます。14款1項県負担金1目民生費県負担金の部分では13款の国庫支出金も同じであります。給付費増による障がい者自立支援給付費が2,876万円ほどの増、子ども手当の部分が1,002万円ほどの減、大震災及び豪雨災害の部分で実績から災害救助費負担金が7,230万円ほどの減額でございます。

14、15ページをお願いいたします。2項1目電源立地地域対策の部分では交付決定額が913万円余りとなりましたので48万円ほどの減額。その下の新潟県市町村合併特別県交付金では当初固定資産税適正化評価事業、総合的保健医療体制整備事業、消防無線デジタル化調査事業の3事業で5,400万円の計上をしたところではありますが、合併振興基金充当事業への振替で減額とするものでございます。2目民生費補助金では1目の社会福祉費で1節で法改正にかかるシステム改修補助、2節の児童福祉費の部分では放課後児童健全育成事業として金城、わかば、大空クラブへの3分の2の補助金を。次の安心子ども基金県事業は絵本ふれあい交流、子どもの遊び場支援、大型絵本などの他、保育料システム改修にかかる部分の補助でございます。3目衛生費県補助金では委託単価の増によるものでございますし、5目農林水産業費ではそれぞれ記載の事業にかかる補助金でございます。7目の土木費では追加にかかる説明欄記載の補助金でございます。

15款財産収入1項1目財産の貸付収入でございますが、光ファイバー貸付料の実績見込みにより400万円の補正計上でございます。16款寄附金であります。一般寄附金では次の16、17ページに及びますが、説明欄記載の22件の皆様から404万7,000円、ふるさと納税が2名の方から9万8,000円、指定寄附金として記載のように600万円、合計1,014万円余りを賜ったものでございます。特に指定寄附金をいただきました広田一利様は、先に子どもたちに海外を見せてほしいということで多額のご寄附をいただきました故広田利三様の長兄にあたる方でございまして、4年目を迎えました中学校海外派遣事業に大きく貢献されていることに加え、ここに再度ご高志を賜ったことを申し添えさせていただきます。

次に17款繰入金1項3目の後期高齢者医療特別会計繰入金では平成22年度精算分とし

て58万円ほどの繰入金でございます。2項基金繰入金であります、6目の合併振興基金で1億2,720万円、7目の減債基金で公債費充当として2億1,982万円の繰入れでございます。

19款5項3目雑入であります、上薬師堂のコミュニティ備品の実績による減で110万円ほどの減額計上でございます。18、19ページをお願いいたします。地デジの関係の難視聴対策事業で3地区で地元の都合により先送りとなったことによる助成金減が2,944万円。その下の衛生費の基幹病院関連では草楽堂の部分の解体撤去補償料が600万円、農林水産業費では中山間地等直接支払の部分で面積の計上誤りから返還金1万5,000円の受入れの補正でございます。20款市債であります、説明欄記載のようにまちづくり建設事業債5,480万円、新潟・福島豪雨災害復旧事業債で4,000万円の補正でございます。以上が歳入の補正でございます。

次に20、21ページをお願いいたします。3の歳出をご説明申し上げます。2款総務費1項1目一般管理費の説明欄丸の行政共通事務費であります、525万円ほどの補正でございます。ごみ処理手数料、郵便料不足に伴う費用の追加計上でございます。丸の職員費では今ほどもお話がございましたが、一般会計支弁分のそれぞれ職員費不用見込額の部分でございます。次の丸市長会負担金では来年の5月に第160回北信越市長会を当市で開催をすることが決定をいたしましたので、それに伴う準備経費を計上させていただいたものでございます。

3目電算対策事業費では地デジの難視聴についての改修補助であります、先ほど触れましたが吉里、湯谷、津久野で予定をしておりましたけれども、延期となって減額をするものでございます。なお、2015年までは暫定的に総務省で衛星系の機器が貸与できるとのことでございます。

4目車両集中管理費では公用車の修繕費の不足並びに庁舎除雪用のドーザー1台のリース料をお願いしたいものでございます。6目財産管理費18万円ほどの補正でございます、北分館のエレベーターの委託料の計上でございます。7目企画費丸の企画一般経費では3億1,982万円の計上でございます、条例でお話をいたしました合併振興基金への繰戻しのための計上でございます。次の行政改革推進事業費では委員会の回数増によりまして追加計上を、集落振興事業費では歳入で申し上げました事業費減による減額でございます。8目地域開発センター及び公会堂費であります、五十沢開発センターの配管設備修繕の計上でございます。

22、23ページをお願いいたします。2項1目賦課徴収費では歳入で申し上げました固定資産税適正評価事業にかかる特定財源としての国庫支出金からその他への財源更正でございます。

3款民生費1項1目の民生児童委員事業費では20市の民生児童委員協議会の助成事業が廃止となったため、ここで市から補助を差し上げるものでございます。2目心身障がい福祉費であります。丸の心身障がい施設負担事業では事業が翌年度へ変更となったことから52

0万円の減額でありますし、次の自立支援事業は支援法改正に伴うシステム改修委託が58万円余り、介護給付費はまきはたの里、マイトーラ、八色の里、六花園等の新体制移行による報酬単価増によりまして1億1,504万円ほどの扶助費の追加でございます。3目の老人福祉費は生活支援事業では297万円ほどの補正増でございますが、紙おむつ給付の事業増によるものでありますし、下のシルバー人材センター運営費補助につきましては国の基準変更による減額250万円でございます。

2項1目子育て支援の関係では学童保育対策事業として161万円ほどは先ほど申し上げました金城、わかば、大空クラブの見込みによる増額補正でありますし、返還金は過年度実績による返還であります。また丸の地域子育て創生事業費79万円ほどは安心こども基金の事業といたしまして、子どもの遊び場支援ではソフトサッカーセット、土俵マットを消耗品で、図書の方では絵本を6施設分で60万円、大型絵本を3施設に3セットで9万円余りの補正でございます。

3目子ども手当支給事業費では1億9,828万円ほどの減額であります。24、25ページをお願いいたします。10月からの支給額変更に伴う減額が主体でございます。4目児童福祉施設費の常設保育園管理運営費では扶養控除廃止に伴う保育料システム改修が88万円ほど、認可外の休日保育事業実施にかかる返還金が16万円ほどでございます。丸の常設保育園保育費では途中入園の増、年休代替の不足などから非常勤賃金を5,218万円余り。産休が当初より4人増で648万円の補正をお願いしたいものでございます。4項1目災害復旧費では豪雨災害の部分であります。1億1,230万円それぞれ記載の実績見込みによる減額計上でございます。

4款衛生費でございますが、1項1目保健衛生対策費ではガイドラインの変更による検査項目の増により妊婦さんの検診委託が291万円ほど追加計上でございます。3目予防費では予防対策事業費として麻疹、風疹、ヒブ、肺炎球菌ワクチンなど接種者の増による870万円の追加でございます。4目医療等対策費では中之島診療所でレントゲン画像読み取り装置と胃カメラ洗浄機の故障により入替えたいもので640万円余り。

次の26、27ページをお願いいたします。休日救急診療所費では平成3年からのレントゲン装置が故障をいたしまして入替え899万円余りの計上でございます。次の病院対策事業費は収支見込みに伴う城内診療所への繰出し計上422万円余りでございます。その下の総合的保健医療体制整備の部分では、大和病院脇の草楽堂及び車庫の解体工事600万円でございます。2項1目環境衛生費の52万円ほどの補正でございますが、西泉田集会所融雪システム採熱管、エコ住宅暖房配管の修繕費の計上でございます。3項3目はし尿処理等処理施設運営費では汲取業務委託の実績見込みによる不足分を、可燃ごみ処理施設の部分ではせん定枝の無料処理にかかる不足分の計上を、また不燃ごみの処理施設の部分では定期修繕時の更新工事を精査の結果先送りできるということで1,000万円の減額ということにしたものでございます。

5款労働費1項労働諸費でございますが、2目職業訓練施設として250万円の計上でご

ざいますが、訓練施設等の補強工事設計にかかる部分でございます。次に28、29ページをお願いいたします。6目農林水産業費1項2目農業振興費であります。農業振興一般経費では新潟米トップランナー区分販売拡大支援事業として、JAしおざわさんへトンネル補助の部分でございます。水田農業構造対策推進事業ではそれぞれ追加採択になったもの43万円ほどでございます。4目の農地費では農集それから浄化槽の事業費減に伴う特別会計への繰出し減額補正5,053万円ほどでございます。

7款商工費1項2目商工観光費では商工振興事業費で大河ドラマ記念誌発刊中止による広告料100万円の減額、市民スキーリフト券補助として190万円の追加計上を行いたいものでございます。

8款土木費2項2目の道路橋りょう維持補修事業費であります。次のページの道路新設改良事業費からの組み替えで舗装等で1,100万円の修繕工事費の追加をお願いしたいものでございますし、地元施工補助金の不用残から、下から2行目の消融雪施設修繕工事の不足に当てたいとするものでございます。機械除雪費は不足見込みによる500万円の追加をお願いするものでございます。最下段の工事費につきましては新設改良の方から消パイの打ち替えなどで組み替えるものでございます。

30、31ページをお願いいたします。上段の電気料負担金36万円は当初の計上漏れを追加させていただくものでございますし、次の二つの丸は先ほど申し上げましたように維持管理費、除雪費の方に組み替えをさせていただくものでございます。3項1目河川総務費では説明欄記載の協議会の報奨費の追加をお願いするものでございます。4項2目都市計画事業費では街路新設改良事業費で上村上野線にかかる事業完了に伴いまして、執行残の減額補正でありますし、公共下水道事業対策では下水道事業の事業量減により3,805万円余りの繰出金の減額計上でございます。5項1目住環境整備事業費では市営住宅管理費として北原団地の消雪井戸の故障により、掘り替えの工事費と完了までの除雪委託費の計上で1,785万円の計上でございます。

32ページ、33ページをお願いいたします。9款1項1目常備消防費では合併補助金から合併振興基金取崩財源に組み替える財源更正でございます。10款教育費1項1目教育委員会一般経費では59万円余りの補正でございますが、城内、五十沢、大巻中学校校区及び上田地区にかかる教育を考える会、並びに特別支援学校検討委員会の委員報酬、費用弁償等の計上でございます。次の国際交流及び文化・スポーツ基金事業では歳入で申し上げました指定寄附の積立てでございます。4目育成支援費では燃料費の不足の見込みの計上、子ども・若者育成支援事業ではひきこもり対応研修費用、チラシの作成費などの補正でございます。

2項1目小学校教育運営費では、一般経費の方では統合五十沢小学校通学路にかかる消雪パイプ等が市営住宅と共用であることから負担金の計上をしたものでございますし、下の教育振興費では来年度特別支援学級が浦佐小、五日町小に予定されておりますので、それにかかる準備経費でございます。34、35ページをお願いいたします。上段の丸、特別支援学校就学援助では児童数増による補正でございます。2目の小学校整備費では藪神小学校の改

修必要部分が増えたことによる実施設計委託の部分でございます。

3項中学校費であります。大和中学校の暖房機修繕200万円、下段が塩沢中学校のグラウンド改修で盛土増による工事費に320万円追加いたしたいものでございます。5項2目公民館費では塩沢公民館の自家発の蓄電池の触媒線の交換、さわらびの屋上の消パイ、大和図書館のサッシの修繕の経費でございます。6項2目体育施設一般管理費では塩沢勤労者体育センター井戸制御盤取替え、B & Gトイレの改修修繕を、また下水道負担金として浦佐体育館の部分の補正をお願いしたいものでございます。

36、37ページです。3目学校給食費では給食センター方式事業費として大和センターの給水ポンプ配管、食器保管庫の修繕料の計上でありますし、六日町センターの部分では改修工事の受け差を減額させていただくものでございます。7項2目特別支援学校整備費では25年開校を目指す特別支援学校の体育館の実施設計費の計上でございます。

11款3項1目豪雨災害公共施設応急復旧費では仮置場をお願いしました新堀新田、長崎グラウンド、大和庁舎北側、バイパス用地の土砂整地清掃業務委託で149万円余り、不燃、可燃、木くずの業務委託の部分でそれぞれ補正をお願いするものでございます。2目の豪雨災害公共施設復旧費では土木施設復旧費が1億1,700万円ありますが、測量設計の部分は舞子、長森、坂戸など7か所の小規模急傾斜地崩壊防止事業で説明欄下段にあります。3,500万円の施工にかかる部分でございますし、道路維持委託料は土砂のふるい分け処理の処分を補助対応とするため4款の方で見ることからの減額でございます。災害関連道路災害復旧工事は上越国際スキー場近くの横断の部分の改修費8,000万円の計上でございます。12款公債費では減債基金の取崩しによる財源の更正でございます。38、39ページでございますが、歳入歳出差額につきまして当面予備費に5,807万円ほど追加をさせていただくものでございます。以上が歳出の部分でございます。

8ページをお開きいただきたいと存じます。第2表地方債の補正でございますが、所要の調整をいたしまして合併特例債で5,240万円、その下、地域づくり資金貸付けで240万円、ちょっと下になります。災害復旧事業債で4,000万円の合計9,480万円の変更増をお願いしたいものでございます。1ページに戻っていただきまして、以上から歳入歳出それぞれ385億6,382万2,000円とさせていただきたいものでございます。以上で説明を終わります。

議長 質疑を行います。なお、ページを指定して簡潔明瞭に質疑をお願いいたします。

佐藤 剛君 3点お伺いいたします。簡単な方からちょっと順序が逆になりますけれども。21ページの地上デジタルの改修工事の補助金の関係ですけれども、説明では事業が延期になったため減額というような説明でありました。デジタル改修が延期になったところの意味がちょっとよくわからないというか、ということはこの地域、何集落が映っていないということなのでしょうか。そこら辺の説明をちょっとお願いします。

もう1点、簡単なところで23ページ、シルバー人材センターの運営費補助金。この部分

についてはいろいろ見解といたしますが、余り優遇しない方がいいのではないかとというようないろいろな意見があるのですけれども、そうかといって当初予算で基準の変更で減りまして、ここでまた基準の変更ということで大分減っているのですけれども、多分残りが1,000万円くらいになっていると思うのです。この基準の変更ということなのですから、その基準ですよ。どういうことなのかということをお簡単に説明いただきたい。私はちょっと大変になってきているのかなという気がしますのでお聞きします。

もう1点ですけれども19ページであります。市債の関係ですけれども、いいとか悪いとかは別にしまして、災害復旧債4,000万円が追加になりまして、災害復旧債だけで13億4,000万円ということになっております。したがって市債合計が54億4,400万円ということになっているわけでありまして。今年度の歳出の公債費、借金の返済という部分が今回動きがなかったわけですけれども、40億円ちょっとくらいになっていますので差引きすると14億4,000万円くらい出が多いということになりますよね。

では、22年度の決算を見ましても実は市債全体で57億円、そして公債費全体で40億円、17億円こども出が多かったわけですね。入り、出の関係からすると出の方が多かった。先ほど財政計画の話をして、財政計画を今見直し中だということなので、こんなことを言ってみても見直し中だからということになればしょうがないかもしれないのですけれども、財政計画の中では22年度は公債費は38億円くらいは減る予定だったのですよね。それがさっき言いましたように14億円出が多くなっている。23年度は37億円減る予定なので、今時点で幾らでしたか、17億円くらい出が多くなっているということになると、相当私は市長は前々から財政計画に沿ってめどが立ったというようなことを言いますが、私もそういうふうに思っておりましたが、ここにきてちょっとやはり災害があるにせよ、その財政計画というかそこら辺が大幅に狂い始めてきているのではないかとというような気がしているのです。これは21年に変更した財政計画ですよ。それを今見直ししなければならぬくらいに、自然災害も自然災害なのですけれども、そういう動きがある中なのですよ。そこら辺をちょっとどういうふうに考えているのかというあたりをちょっと聞いてみたいと思います。

総務部長 地デジの関係であります。聞いてみましたらやはり何人かでグループで共聴するわけですので、施設管理とかそういうのが出てくるわけですし、お一人様確か3万5,000円の負担があるわけですね。その辺で地デジの場合は全く良く映る方とちょっとずれると映らない方といろいろありますので、その辺で組合がうまく作れないといたしますが、のような話があります。その方も全く映らないのではなくて、私の家もそうでしたが白い四角が出る程度なのだそうですね。先ほど申し上げましたように衛星系をお借りいただければ当面はばっちり映りますので、その辺その三つの部分については来年に持ち越して対応したいということでございますので予算を削らせていただいたということでございます。

財政計画の方でございますが、自然災害がまさか起こるなどというふうなことも当然想定をしておりますし、よく言われる地方交付税につきましてもこれもなかなか明日の地方交



付税がどうなるかもその見込みがきちんと立ちづらいつころでありますので、現状としては財政計画の中でもう一度考えていきますというご答弁をここでさせていただく以外にないと思います。

もちろんこれがどんどん増えていくということではなくて、当然財源で起債の部分で交付税の中に入ってくるものもあるでしょうし、一番はそうですね、交付税の中に入ってきて見ていただくわけにありますから、残高がどんどん増えていくということにはなり得ないというふうに考えております。以上です。

福祉保健部長 基準といいますか、別に国で決められているわけではございませんが、一応南魚沼市の場合は国からシルバーに渡される補助金と同額ということで今までやってきております。国の方が事業見直しで再度にわたる引下げがあったということで減額させてもっております。

佐藤 剛君 最初に質問した2点はわかりましたけれども、市債の関係ですが、どんどん、どんどんこれが増えていくということも私は考えていませんし、ただ、22年度、23年度を見た中ではこのような動きがあると。それは財政計画の中とは大分違う動きだというようなことを私は言ったのです。

それは今言いましたように自然災害みたいな予想もしなかったようなことが起こってしまったからこういうことが大きくなるのですけれども、そういうこともこれからどんどん、どんどんと言っては悪いですが、予期せぬことが起きる可能性はあるのですよね。それにも対応しなければならぬ財政計画を目指さなければならぬと私は思うのです。という中で今後、今考えている財政計画についてはその辺も当然考慮した財政計画を検討しているのでしょうけれども、その辺の考え方というかそれを最後に聞きたいと思います。

総務部長 おっしゃるような部分は当然考えていかなければなりませんし、そのためにも財調基金をたくさん持っていかなければならないわけですから、不慮のことにあたるためには起債もそうなのですけれども、ただ起債のあてられるものについては交付税の方で入ってくる部分がありますので、それはそれでなるべく起債のあたるのはあてますが、突発的なためにはやはり20数億円の財政調整基金を確保できるような財政計画を、これからも考えていかなければならないというふうに思っております。以上です。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたします。37ページの特別支援学校建設事業費ということでお聞きをいたしますが、それこそ11月の22日の日に総文の勉強会という中でこの部分について説明がちょっとあったわけですが、建設費について大体どのくらいでしょうかという話をした中で大体7億円くらいだという話が出ました。その金額を高いとか安いとかということではなくて、ぱっと感じたときには、それだけかけるのであれば新しいものを考えられないのかなというような感じを受けたわけです。保護者会の方が市長の方に要請をされた中で、体育館についてはここに書いてあるように新しく建設をするというようなことで今乗ってきたわけですが、グラウンドとプールについての予定というか、それをお聞きいたしたいと思います。

市長 グラウンド、プールにつきましては、プールは今何て言いますか、普通に泳げる皆さんについてのプールという部分までは至りませんが、そうでないちょっと重度の方々がきちんとまあ泳ぐという形にはなりませんので、その皆さんはある意味水遊びもできるというプール。規模については何メートル、何メートルだったか、大きさ・・・プールはまだ言っていなかったですか。まあまあそれで一般的な泳ぎがきちんとできるというか、そういう皆さんについてはこれはディスプレイできちんと対応していただくということで、それはご理解をいただいております。

グラウンドであります、問題は。ここで今の施設内と言いますか、この周辺でもなかなかそういう用地が急ぎょ見つかるということでもありませんでしたし、いずれあそこにまた道路が入ってくる。裏側の方へです。そういうこともありまして、グラウンド用地として適当な土地がある程度確保できる見込みがつけばそれはそれでそのときに考えますと。それまでは塩沢公民館ですか、そのグラウンドを中心にやっていただく。将来的にはグラウンドの整備も視野に入れた方向で検討しますということでご理解いただいております。以上です。

笠原喜一郎君　そこで、本当に支援学校というのがどういうものであるかというのが、なかなか自分たちもわかりませんでしたので、この前、小出の支援学校にお邪魔をさせていただきました。校長先生、両教頭二人から話をいただきました。その中で総文の勉強会するときにはグラウンドについては必須なものではないというような言い方を、多分教育長だかされたと思うのです。けれども、やはり学校の立場からすれば、体育館、グラウンド、プールというのはやはり必須のものであるということ、きちんと整備をしてもらえということ、市の方から担保というか約束を得たからあの場所へという部分が、非常に保護者の方も強いというような言われ方をしたわけです。

今の中でプールというのは市長は作るのだという話みたいでしたけれども、まだ教育委員会の方ではそのことについても計画に上がっていないわけです。敷地が、私は開校同時に全てそろえるということではないと思っています。保護者の方も当然いろいろな中で25年の4月開校同時に全てをそろえてという部分は、本来ならばそれが一番好ましいことですがけれども、そこまではひょっとすれば我慢しようかという部分はあるかと思う。だけれども、その先、では一体何年後に整備ができるのかという部分というのは、きちんとやはり説明というか、見通しを示した中でやっていくべきだろうというふうに私は思っています。

今回のこの予算がのってきたわけですが、それは実施設計ということは大体どのくらいかかるかという部分の予算を要求するやはり元になるわけです。だけれども、本当にこれがこの前の勉強会に言われたように7億円も8億円もひょっとしてかかるのであれば、ではまた別の案も考えられるかというような意味あいの実施設計というふうに、私はそのくらいのやはり余裕を持ってやっていくべきかなというふうに思っています。そうでなければきちんと整備のスケジュール、そしてどこに大体確保できるのだということをややはり示した中で提案をするべきかなというふうに思いますけれども、そこをお聞きをいたします。

教 育 長 最初に総事業費7億円ということを確認にうちの課長が申し上げました。この7億円のうちには、今もありますが、この後も職業訓練校として利用していく校舎棟の耐震補強工事も含んでの数字ということでご理解をいただきたいと思いますが、それを含んだ上で総事業費で7億円くらいというめどでありました。

今後の整備のスケジュールであります。グラウンドにつきましてはただいま市長が申し上げたとおりであります。今現在用地のめどが立っておりませんので、何年度までに、いつまでにということは申し上げることができません。プールにつきましては、泳げる子どもたちについてはディスポートのプール、あるいは塩沢小学校のプール、六小のプールそれぞれそういうところを専用のスクールバスを利用して使っていただこうと、こういう考えであることに変わりありません。

ただ、暑い夏、水遊びができる、そういったプールについてはできれば開校した25年度の夏に間に合わせたいというふうに思っておりますが、それが固定したものになるのか、ある程度の深さを確保した据置き式のものになるのか、この辺のところは具体的な検討はこれからになると、こんなふうに思っております。

グラウンドの評価であります。あれば申し分ない。できれば作ってやりたい。これは同じであります。ただ、今ほど申し上げたように今現在の段階では用地のめどが立たないということでもあります。

そこで、今私どもが考えている特別支援学校に在籍を見込める児童数は子どもたちの数は高等部まで含めて最大で65名というふうに見ております。このうち特にグラウンド等々で身体を動かしてもらいたいのは高等部・中等部であります。この人たちも全員が全員そこで身体が動かせるという人たちでもないということも想像しております。

したがって、今、体育館は結果として新しく作ることにになりましたので、実施設計費をここで補正をお願いするわけではありますが、15メートル、30メートルというほぼ通常の小学校にある体育館の規模に今、考えておりますが、この面積がありますと通常であれば100人、200人の子どもたちがそこで休み時間等遊ぶ体育館になりますので、先ほど申し上げた人数の子どもたちが遊ぶ、休み時間に身体を動かすということについては、十分とは言えないでしょうけれども、そこそこの面積を確保できるというふうに思います。

低学年といいますか、小さい子どもたちに際しましては、大きな面積は確保できませんが、外部の広場、木陰の広場というふうなものを何とか整備したいと考えておりますので、その辺で遊んでいただくということにもなるかと思っております。そしてグラウンドがないというのは本当にかわいそうでありますので、外で存分に飛び回りたいという子どもたちに対しましては、スクールバスを利用して塩沢の公民館なり、あるいはその他のグラウンドなりに案内して遊んでいただく。場合によってはこれもプールの際に申し上げたことと同じであります。ほかの小学校・中学校の子どもたちと交流できるそういう場면을積極的に作っていきたい、このように考えております。

笠原喜一郎君 説明を聞いている中で、では一般の学校を仮に作るというときに開校に

全てのものが間に合わなかったとしても、敷地くらいはやはり確保して進むと思いますよ。それがやはり学校を新しく作るという基本だと思います。福島の放射能汚染で体育館の中で、外へ出て遊びたいという思いを持っている人たちが、遊べないという気持ちを本当にいろいろなところの方が、ではうちのところに来てくださいというような感じでやっていったわけです。それだけやはり教育の中に、グラウンドというのは私は重要な役割を持っている施設だというふうに思っています。

本当にこの前、小出の養護特別支援学校にお邪魔をさせてもらった中で、私はこんなに身体的に元気な方がいるのかなというふうに思ったくらい元気でしたね。あの人たちを体育館の中に15メートル、30メートルの体育館の中に入れてくれということではなくて、やはり私は思いきり外で遊ぶ敷地を確保できる場所というのを、本来確保すべきであったなというふうに思っています。

我々も25年の4月開校ということがあるわけですので、なかなか思い切ったことも言えないわけですし、また、窮屈の中で判断をしなければならぬわけですが、そのことは十分に理解をしてそして学校整備の方に進んでいっていただきたいと、そのことだけ申し添えておきます。

教 育 長   グラウンドが大切ということはよくわかっているつもりであります。25年ということもこれも始めから作られた制約でありました。西五十沢小学校が使えなくなったときに、私どもは旧五十沢小学校を考えました。しかし、この場所についてはここであればグラウンドも体育館もあるわけでありますのでそこも考えました。私どもの考えからしますと、塩沢・大和線主要地方道の五十沢の県道との交差点から測りますと、旧五十沢も西五十沢も大した距離の差がありませんので、私どもの認識ではどちらでも使えるのかなと思っておりますが、県の指導によりますと旧五十沢の位置まで入ってしまうとだめだと、こういう判断でありました。私どもとしましては確かに今現在具体的にグラウンドの整備計画を示せないのは誠に残念であります、それよりも25年ということと、もう一つは就労支援ができる、そういった方に重視させていただいたということであります。くどくなりますが、用地の確保のめどが立てば検討してまいりたいと、このように思っております。

岡村雅夫君   何点かにわたりますが、まず15ページに関連しまして、施政方針の中の問題を一つお聞きしておきます。寄附の問題で施政方針の中で出ているのがLEDの蛍光管42本、これを北側の1階フロアに寄附していただいたと。無償で提供していただいたということですが、大体時価額はどれくらいに考えておるかひとつお聞きいたします。これからそういった事業が考えられているものかなと思いますのでひとつお聞きいたします。

それから25ページだけには関わりませんが、災害の復旧の問題で査定前でも着工するというようなふれこみが最初あったと思うのですが、査定前着工というような形が本当に行われたのかどうか。いろいろの入札結果をちょっとのぞいてみますと、査定額よりさらに低く落札という形になっているかと思うのですが、その辺実態をひとつお聞きさせていただきます。

それから、今の職業訓練の関係と支援学校の問題であります。設計業務委託料というのが27ページで250万円、そして37ページで2,000万円という形で出ております。一連した仕事であります。職業訓練所の方は労働費と特別支援の方は教育費と、こういう形で分けられているようでありますけれども、どうも設計業者も違うのではないかなというように感じがしていますが、どういった考え方をされておられるのかひとつお聞きします。

それから支援学校の方であります。若干前段と絡みますけれども、設計業務委託料というのは今ほどいろいろ指摘がありましたように、かなり骨子が決まっています。すぐ実施設計等に移るような内容のこの2,000万円なのか、これからかなりそういったいろいろの事例あるいは指摘等を受け止めて違う施設を選定するくらいのゆとりのある設計なのか、ひとつお聞きいたします。

私はあの用地の部分を見ると、道路が新しく入ってくるという話。それと公道の間がかなり空くなというふうに思いますし、今、前段の労働費の方の250万円の物件であります。多分40年近くたっている品物かなというふうに感じます。そういったもし、その耐用年数がきたとしたならば今の職業訓練棟が、あるいは職業訓練施設がまたそこに建て替えるのか、あるいはどうするのかと。そこら辺もやはり検討されているのかどうか。用地の問題が今出ていますが、その辺どういった検討をされているのかひとつお聞きします。

それからいろいろ五十沢小学校を考えたというような話でありますけれども、もう一つ大きなプロジェクトとして小学校の統合、あるいは中学校の統合というのが取りまとめされているようでありますけれども、そういうものとこういうものがきちんと整合性を持った進捗をしないと、では次空いたら何をするのだと、こういう話になってしまうわけであります。その辺はどういうふうに検討されているのかひとつお聞きします。以上です。

総務部長　LEDのことなのですが、実はランプと専用の安定器をご提供いただいたのでありまして、何ていうのでしょうか、傘それから両脇のソケット　傘は替えていないのです。両脇のソケットといいますか、蛍光灯のところに2本出ていますが、それを受けるところがもうこの庁舎を作ってからずっとですので、それ2本を替えたので単価的には直管で8,500円というメモがありますので、1本8,500円だろうとは思っています。ただ、安定器も製品を買う場合は当然ありますし、傘もいますので旧40ワットの2管式なのが今幾らなのかちょっとわかりませんが、ご提供いただいたのは1本8,500円というふうなメモがありますので8,500円というふうに考えております。以上です。

建設部長　災害復旧の査定前着工はどのように行われたということでございますけれども、公共施設の土木関係につきましては全体で80か所災害箇所がありまして、査定前で行ったのが14か所でございます。そのうち河川で河道の閉塞ということで応急本工ということでやったのが2か所。あと道路につきましては崩落によりまして道路が埋まってしまったというところの土砂の除去、それが12か所ございました。合計で14か所ほど査定前着工の応急本工事をやったということでございます。以上でございます。

(「農林の方をちょっと」の声あり)

産業振興部長 農災の方ですが、ほとんど応急復旧といいますが、そちらでやりまして実際に査定前着工というのは何件かありますが、数とすればほとんどが査定後の発注ということになっています。件数についてはすみませんが調べさせていただいて後ほど報告します。以上です。

廃棄物対策課長 一般廃棄物の処理につきましては、災害があった8月からもう既にもるもるの契約をさせていただきまして、かなり事業を進めております。実際の査定は今のところ国から通知が来ているのが1月上旬ということで、ほぼ全ての事業が査定前の着工というふうになっております。ただ、今現在ちょっと遅れているのが災害の土砂の関係、これが大和それから新堀新田、それから長崎のグラウンドの方に収集してあるわけなのですが、これについて今ふるい作業で行いまして他のものに使えという形でふるい作業を実施しておりますが、一応12月10日までふるい作業を続ける予定としております。今のところ大和は終了しましたが、新堀新田が半分強ということで新堀新田の残り、それから長崎、これについては来年の着工ということで繰越明許的な形に最終的にはなろうかと思っておりますが、実施をさせていただきます。ほかの作業についてはほぼ終了、100パーセント近く終了となっております。以上です。

教育長 特別支援学校と訓練校の関連で申し上げたいと思いますが、私ども確かに最初の段階におきましては別の位置を考えたとき、これはまぎれもございません。しかし、現在あの場所、そして職業訓練施設との連携、それを生かした就労支援・自立支援ということを今基本方針にすえましたので、今後とも職業訓練施設との連携は保って継続していきたいと、このように考えております。したがって、職業訓練校の耐震補強につきましては少しでも長く利用していただけるような補強をしていただきたい、このように考えているところであります。

学校統合との整合性というお話がありましたが、私ども当初はまさにそのご指摘のように旧五十沢と旧西五十沢が統合いたしまして、両方の校舎が空きますからこれを使いたいと思ったのがまぎれもないことであります。しかし、当時どちらの校舎も子どもたちがあそこで勉強している状況でありましたので、これを表にはなるべく出さないようにしてきたということでもありますけれども。

さて、そこで今現在であります、一方の特別支援学校は県の意向で平成25年4月開校を目標にしております。さりとて今現在、今すぐ統合しようという小学校も中学校もございません。そして今回のこの中ではっきりしたことでありますが、県としてはこういう学校についてはできるだけ市の中心部に置きたいと、こういう意向であります。これらを私どもも十分理解した上で現在の場所で特別支援学校の設置を計画しているわけでありましたので、議員からのご指摘の学校統合との整合性ということにつきましては、現段階では考えられないということをご理解をいただきたいと思っております。

教育部長 それでは設計事務所の部分について私の方でお答えさせていただきます。ご指摘のように設計事務所は今3棟の建物の中に二つの設計事務所が入っております。それは職

業訓練センターの方へ耐震診断と耐震補強設計ということで1社入っております、これがまとまりましたものでこの補正で耐震補強の詳細設計と大規模改修ということで議決をもらいましたら発注していききたいなと思っています。当然、ある建物を改修ですから職業訓練センターと密なる打ち合わせをしておりますもので、設計発注とするとともにその委託料を十分使ってこれからどうだ、こうだということはなく、ある建物をやっていけるということでございます。

もう一方は特別支援学校の部分についてもかなり打ち合わせを進めてきておりますから、先ほどのグラウンド以外の部分についてはほとんど形が固まっております。ということで増築の部分について既存の設計事務所に変更して増工していききたいと。今度は新しい部分の体育館の部分について伺いを上げて、また新たな設計事務所が入るのか、特別支援学校の設計事務所と随契していいのか、その辺については総務部の考えを伺いながら発注をしていききたいと。

体育館の部分についても15メートル掛ける30メートルということでほぼ内容について決まっておりますから、今後委託業者を使いながら右往左往するということはなく、順調に設計を進めていけるというふうに確信しております。以上です。

産業振興部長 先ほどの件ですが、査定前着工が21件です。それから査定を受けましたはまだ事業費が決定する前に着工したというのが204件です。全体の査定を受けた件数が550件になっています。以上です。

岡村雅夫君 15ページのLEDの問題であります、寄附を受けるときには大体の時価にしてというくらいの考え方はやはりあってしかるべきかなというふうに思います。ちょっとうがった見方をして申し訳ないのですけれども、そういった実績でこれは評判がいいなということになると、全館あるいはこういった公共施設が全てそういうふうになっていくというような時代かと思っています。そうした中で特定業者がその受注をするというようなことはないだろうと思いますけれども、やはりそういう部分はきちんと押さえて時価相当にすると幾らくらいのものだなということやはり認識をして、大変難儀をかけたなどかあるいはいい勉強をさせてもらったとか、そこできちんとした反省が出るのかなという感じが私はしましたので、そして付け加えるならばそういった利益誘導的にならないことをひとつ望んで私は聞いてみました。

そして、次の事前着工、災害の問題でありますけれども、市長は特に農地については来年の作付けに間に合わせると。査定前でもということ非常に意気込んで、冬季間なかなか仕事ができないということでそういった号令を発したものだということに私は思っていました。やはり担当になってみると、実際設計をしてもどの程度査定されるのかなというやはり財政的な不安とかそういうものがあつたのではないかなというふうに思います。そして業者も後で査定後に値段を決められて、これは大変だということこういった悪循環をしないがためにそういった方法になったのかなというふうに思いますが、やはりその辺が結果的にどういうふうに考えて感じられておるかひとつお聞きしたいと思います。

本当に雪の中大変だと思っておりますけれども、そういう点、査定後というのが大半のようでもありますので、そういった影響がどの程度ここから出ていくのかなというのを私はちょっと心配しておりますので、今の時点での所見を伺っておきます。

設計に関してですが、プランは一体として考えているようであります。そうすると設計業者はまた体育館ということでもう1社入ると、設計協議ができていいと言われればそれまでなのですが、指令系統と実戦部隊というか設計するところでの何ていいますか、なかなか大変なのではないかなと。管理する方も大変なのではないかなというような感じがしましたので、その辺をお聞きしたわけでありまして。随意というようなことという考え方のようでありますけれども、ちょっと一つの現場に3設計屋さんということになるとますます大変かなというふうに思います。

それからさっき耐震補強をしてより長くということでもありますけれども、私は建築物には耐用年数があるということをもまず前段に置いて、あの用地がこれからどういうふうに運用できるのかということをやはりきちんとして、そして近隣で用地が求められるかどうかというあたりは既にこの時点でみんな決まっていなければ、必要なものは何、将来ではこの耐用年数が先に来るのは職業訓練校の方だということであるとするならば、それを将来プールの位置にしようとか。多分40年近くたっていると思いますので、あと10年そこそこだというふうに思います。

その辺やはりいろいろの人の意見を聞くのはいいのですが、大体何が必要かということとはわかるわけでもありますので、プラン上で可能かどうかという判断をまず最初に下さないと、こういった我々がちょっと説明を聞いたくらいで、あれはどうだ、これはどうだなどと言わなければならないような事態が起きてしまうのかなというような気が私します。

念を押すならば職業訓練として就労施設との連携という形を非常に強調して今、教育長も言われましたけれども、私は一般の就労の訓練と、申し訳ないですがけれども特別支援の方々の就労の事業形態というのはちょっと違うと思うのです。そういう点からしてみると、余りそれにこだわらない方が、もし、施設をあれだけの教室にするとするならば、そういうのはその中でできるものだというふうに私は思っていますが。以上ですが。

市長 査定前着工の件でありますけれども、議員がおっしゃっているようなことで査定前着工ができなかったなどという理由は全くありません。大規模な部分については、これはもう当然査定前着工はなかなかできないわけですし、金額的な部分の中でも限られておりますから査定前着工ができる部分については全部していくと。これは大体ほとんどやっているわけですから。件数的にそれだけ大変な被害額が上がったということでもありますので、それはそういうふうに職員が心配してどうだこうだなどとそういうことでは全くありません。

今でも極力来春の作付けに間に合うようにということで、先ほどの施政方針やそれらの中でも触れましたけれども、来年の春から作付け時期までの間も精力的に作業を進めていく。しかし、大規模な部分については、これはどうしようもないわけですので、これはもう減反対応の中で農家に少しでも有利な方法を見いだしながらやっていくということでもあります。



そういうふうにご理解いただきたいと思います。

それから特別支援学校の件であります、後段からいきますと、今、特別支援学校に子どもたちを通わせている親御さん、一番の願いは高等部を出てやはり職を見つけることなのです。それがその申し訳ないけれども、そういうことがいらないなどという話になれば、それは全く違います。それは全然我々とあなたの考え方が違うわけで、私たちは一人でも多くのそういう子どもたちからやはり職を持ってもらいたい。そこがもう発端ですよ、これは。

そして25年開校というのがもうこれは待ったなしの期限でしたから。そのところに間に合わせるためにはどうしようと。先ほど教育長が触れたように、西五十沢がだめであれば五十沢、これは用地的には全く問題がないわけです。しかし、そういう皆さんを中心部から離れたいわゆる遠隔視や過疎地といわれるようなところに追いやったような形はまずい。極力市内、繁華街、そういうところに置いてくださいと、そういうことです。

二日町のグラウンドのところにも考えました。あそこに学校を建てればグラウンドはC面をほぼ専用で使えますし、体育館は併用になります。プールはありません。いろいろ考えた中で、県やそれぞれの皆さんと相談した中で、やはり就労支援ということを出し、非常に特色のあるやはり素晴らしい特別支援学校になると。そこから始まっているわけですので、それが一気に全部の条件が整うなどということは無理であります。

だけれども、私たちもそういう要望に応えながら徐々にされる整備はしていこうということとやっているわけですから、これについておかしな考え方を持ってもらっては困りますよ。わかりますか。子どもたちにそういうことが無理なのだ、無理なことをさせなくてもいいのではないとか。冗談だけれども、失礼だけれどもこうだなどという考え方を持ちながら、障がい者の皆さんに接するということになればそれは考え方の違いですから、もう議論にはなりません。そういうことです。

それから用地も含めて先ほどから説明しておりますように、場所としては一番いいところなので、郡内のどこから通うにしても。そういう中で選定をした。しかし、プールあるいはグラウンドの用地についてはこれは不足をしている。認めた上でやっているわけですから。しかも、ではこれが10年先、20年先の計画を立てるといっているのであれば、それは何とでもできます。もう25年開校ですからこれは待ったなしなのです。そこを十分ご理解いただきたいと思います。

そして、どうしてもそこで不足だと、不満だとおっしゃる方はしばらくの間はそれは小出に通っていただいて結構なのです。無理してそこにいろ、入れなどと我々は言っているのではないのです。ですので、そういうふうにもっと柔軟に考えていただかないと、しゃくし定規にはまったような考え方でどんどん、どんどんと物事など進めませんよ。特にこういう問題についてはデリケートでありますから、そういうことについても一つご理解いただきたいと思います。以上です。

中沢一博君 同じく特別支援学校の件で、今の前者の部分とまた違った部分で私は本当に期待しております。そしてまた念願であった部分がこういうふうにと、一步一步進

んでいるということが私は大変素晴らしいことだと思っております。その面でちょっと確認したい点がありますのでちょっとお願いしたいと思います。

最初に、所信表明のところで市長もおっしゃっていましたが、設計に当たっていただいて教諭の皆さん等24名で携わって検討委員会を立ち上げているというふうに、私は聞かせていただきましたけれども、今現在もこのような形で協議されているのかどうかということとをまず1点をお聞かせいただきたいと思えます。

それと設計者でございますけれども、設計者が実際今までに障がい施設の設計に携わったことがあるのかどうか。ちょっと言い方が大変恐縮でございますけれども、お聞かせいただきたいと思えます。

学校教育課長 今ほどこの学校の検討委員会ということで、どのようなメンバーでどのようにやっているかということでございます。まず、10月から3回、今まで校舎の広さであるとかトイレあるいは廊下の広さ、いろいろ様々な件について検討をさせていただいて、ほぼ概略設計の方ができるという状況になっています。来週、最終的ではないのですけれども、ある程度固まった部分の設計をもう一度見ていただくということを考えています。

最低でも二月に1回、あるいは一月半に1回くらいは開催をして、そのハードの面それから今後はソフトの面がございまして、そちらの方をいろいろ協議を進めて来年度も引き続いて 名称は変わるかもしれませんが、引き続いて進めていきたいというふうに思っています。

それから設計者がこういった福祉施設に携わった設計があったかということでございますが、ちょっとその分については確認をしておりません。後で調べておきたいと思えます。よろしいでしょうか。以上でございます。

教育部長 若干の補足なのですが、実行委員のメンバーについては保護者代表7名。ということは、重複の困り感のあるお子さんをお持ちのお母さんたちから、自分たちも打ち合わせに入れてくれということの希望をとりまして7名の方が希望しました。全て検討委員会に入らせていただいています。それから小出の特別支援学校の教員5名。これについても特別支援学校がこれから兄弟校としてやっていきたいということで、ぜひ、先生方もご意見をということで5名です。それから市内の特別支援学級に先生方がいます。この方については代表者を決めていただいて、特別支援学級から5名、小出特別支援学校から7名ですね。それから特別支援学校を希望した署名団体、4団体あるのですが、ここから代表者2名。それから日中一時ということでこれから連携していくまきはたの里の方から1名、それから銭淵公園にありますふれあい支援センター南魚沼の方から2名ということで24名の実行委員のもとに教育委員会と福祉保健部の福祉課障がい福祉係が入りまして打ち合わせを進めてきております。

それとこの設計事務所についてですが、多分今の時代ですからかなり設計事務所として知識はあると思うのです。実際の建物の・・・はわかりませんが、今回県内で最も進んでいる長岡特別支援学校へ保護者と一緒に施設を見て、それをこの設計に反映させております。以

上です。

中沢一博君 検討委員会の皆さんのいろいろ慎重にして一生懸命、内容を聞いて、計画しているということを今執行部の方から聞かせていただきました。ちょっと私の方で勘違いしていたら大変に恐縮ですけども、当初は24名でしていましたが、最近はかなり絞ってやっていると。そして現場の方にも、かなりいいですよという話も聞いているということは聞いています。それが本当かどうかというのは私はわかりませんが、私が言いたいのは本当に現場の声を聞かれていますかという設計しているかどうかということを確認したいわけでありませう。

それは何かといういろいろの考え方があるから一概には言われませんが、例えば玄関の部分でございますけれども、例えば私たちが今現状で多分考えているのは土足で入っていくような形だと思います。私はやはり障がい者の方の考えていられるのは自立というか、自立支援ということを考えたときに、実際各家庭において玄関に入るときというのは、今の学校、小出学校さんもそうですけれども、大体下足を除いて入る。これは今日本の文化だと思います。

自立支援ということを考えたときに土足のまま入っていくことが本当の自立支援になる玄関の設定であるかどうか。私は専門家のあれではないですから、いろいろの見方があるから一概には言われませんが、そういう考え方もあるのではないかと。例えば私がちょっと設計図で見させてもらったら、玄関がもう1か所別の場所にあるというふうにお聞きしました。私が障がい者の方にお会いしてよく聞くことは、地域の方と関わりたいということをよく皆さんおっしゃっていただいております。そういうときに別の玄関から入ってくださいというような、そういう設計の仕方はいかなものかというふうには私は考えるわけでありませう。いろいろの考え方があるから一概には言われませんが、やはり作るからには本当に良かったな、皆が望んでいるわけでありませうからその点をもう一度確認したいと思ひます。以上であります。

教育部長 まさにいい質問なのですが、我々は下足か上履きかということについても議論しました。当初我々は上履きを履き替えないでという提案をしたのですが、議論の中で今言った通常の生活スタイルを支援する、覚えるためには上履きでいこうということで現在はきちんと上履き、履き替えて施設を使うように意見を集約しております。

それと、玄関が二つあるのは、正面、真ん中の建物から全員が入ります。ただ、重複の障がいのある方については遅れてきたときに長い廊下をたどり着くよりも、一番向かって右側にある建物の部分に勝手口みたいに玄関を作っております。それは機能的という意味もあります。それと先生方がそこに駐車場がありますもので、先生方の玄関という意味あいもあって現在二つ玄関は計画されております。ただ、議員さんの言われるような心配はないと思ひます。

それと3回の打ち合わせという話をしていますが、実はもっとやっておるといふか、これの打ち合わせまでどういう経過があるかといひますと、11回の説明会をあらかじめ

まして、いろいろご意見を聞きました。これには400名近くの方々のご意見と想いを積み上げて、その結果として関係者を集めて実行委員会を組んでくれということで組みました。それとその委員が絞られたのではないかという話が入っているみたいですが、小出特別支援学校の先生方がかなり激務な中に毎回7名ということはちょっと無理があったもので、特別支援学校の方は代表者が来て、検討事項を持ち帰ってそれを持ってきてくださいよということも途中で軌道修正しました。ただ、出られる範囲で絞ったわけではなくて、出てくださいよということで進めた経過があります。ということで今ほどのいろいろのことについては、ご心配がないように進んでいるということでご理解いただければ助かります。以上です。

中沢俊一君 2点お願いいたします。簡単な方からですが27ページ中ほど、地下水熱利用融雪システムの事業費についてお伺いします。熱交換という形での融雪に取り組んでいるわけではありますが、私どもこのメーカーが3年以上前になりましょうか、この市庁舎にきて実際の実験をしてくれました。ただ、当時感じたことは地下水がどんどん、どんどん入れ替わっている状態であればなるほどその地下水の熱を利用して雪も消えるであろう。しかしながら、例えば石打で同じようなシステムを多くのところでやった場合、地下水の熱で賄えるだけの果たして地下水の交換があるのだろうかということとは考えました。

実際、山形の舟形町へすぐその足で行ってきましたら、やはり一晩降って、てかてかと日が照るものだから雪が縮むと。やはりこちらの振り方と違うのだよね。そういう中でやっていたものですから、ちょっとこれはもう少し検証させた方がいいかなと思っていましたが、山形大学あるいはまたメーカーのその後の見通しについて聞かせてください。

もう1点は今ほど話題になっておりますが、特別支援学校の件であります。市が障がい者は地域でというこの大きな流れの中に乗って、この地に誘致するということは私は本当に英断だと思っております。そして、市長さっきお答えにあったとおり、親にしてみれば、できれば自活できる仕事が欲しい。そこまでいなくても自立できる暮らしを、習慣を身に付けてほしい。そのために職業訓練校というあの施設に着目したのは私もある意味では評価します。

先般私もかばん持ち程度の軽い気持ちで小出の学校に行ってきました。グラウンドの件については学校側は、どうしてもプール、グラウンドは学校教育施設であれば一体ものだと。ひと昔前みたいにほんのまあまあ障がい者だからこのことは一つ我慢をしてというような時代とはわけが違うのだということも、私は話を聞いてよくよく感じました。開校には間に合わないにしても、グラウンドは近年中に市は作ってくれるものと、多分学校側も保護者の皆さんも大きな期待をしながら今のこの計画を見守っていると思います。

ただし、我々議会としてみれば、やはり青天井で予算を認めるわけにはまいりません。地価のこともありますし、グラウンドの件ですがね。本当にそういう市の財政から、あるいはまたその学校の機能から全部我々議員が最終責任を負わなければならないわけですから、その部分についてのグラウンドに絞った展開になりますが、それで本当に教育委員会はさっきの答弁でいいかどうかこれを聞かせてください。

市民生活部長 地価水熱の利用の関係でお答えいたします。今うちの方では西泉田の住宅の集会所の屋根、それから上町のエコ住宅、これは新築させていただいたのですが2か所でやらせていただいております。そのうち西泉田の住宅につきましては既設の井戸、廃井戸になった部分ということで径が100ミリで深度は40メートルという細い井戸を使わせていただいておりますが、議員おっしゃられるように、この井戸はやはり径が細いというのはかなり採熱に苦勞があるというのは感じております。

それで今回この修繕費を見させていただくのは、今40メートルのうち半分くらいのところまで採熱管を降ろしてあるのですが、さらにそれを5メートルくらい下げたというふうなことで、そうして採熱する延長を長くすることによってさらに採熱の効果を高めたいということで今修繕料を上げさせていただいております。

23年、今年の1月の連続降雪のときにほかのところでは4回5回という当然雪降ろししたと思うのですが、私どもこの施設の実験棟については周りの雪庇落としを1回させていただきまされたけれども、屋根の本体の部分というか中心部分については雪降ろしをしないで実験を続けさせていただきました。

議員言われるように日照のおかげというのがかなりあると思いますけれども、結果的にそれで冬を越すことができたということで、山形大学の先生から言うと、山形とこちらの方の雪の降り方が当然違うわけですけれども、熱の取り方がうまくいけば可能性が高いというふうなことを言っておりますし、それから上町のエコ住宅の方は新しく300ミリの50メートルという井戸を掘らせていただきました。こちらの方は採熱の方が十分できておまして、屋根の方はヒートポンプなしで同じように1月の豪雪を乗り切って、雪庇だけ落とさせていただきましたが同じようにして減ってきておりました。そのほかに2階の部分の床暖房をさせていただいているのですが、このヒートポンプを入れてあるということもありますが、採熱の効果がなくて、今2階の部分だけしてありますが、その倍くらいは対応できるのではないかというふうな実験結果を山形大学の先生からいただいております。今回見させていただいたこの修繕料の中で、屋根の方も豪雪になったときにヒートポンプの熱が伝えられるような形でバルブをつなぎ直してやりたいというふうな修繕を見てあります。そういったことをさらに実験を積み重ねましてその採熱の効果を高めるなり、またその判断をしていきたいというふうに思っているところです。

教育長 先ほどから申し上げておりますように、私どももグラウンドがなくていいとは思ってはおりません。ただ、申し訳ないけれども今現在用地の手当のめどが全く立っていないという現状であるということをお知らせしております。

それから、私どもの市内のほかの学校ではそれぞれ校舎のすぐ脇にと言いますか、中にグラウンドをそれぞれ持っておりますが、地域によってはグラウンドが校舎から相当の距離離れている、そういうグラウンドしか持てないという学校も現実に存在しているわけでありませぬ。だからこれでいいというふうに申し上げませぬ。体育の授業等々につきましては専用のスクールバスで広いグラウンドまで案内して使っていただこう。ただ、どうしても今現在用

意できないのは、空き時間に、休み時間に外でのびのびと動き回れるそういうグラウンドがなかなか確保できない。これについては大変申し訳ないと思っていると、こういうことでもあります。

開校前にこういったことを整備することができませんので、開校後実際の何て言いますか、周辺と言ってしまうえばもう敷地の中の駐車場くらいしか戸外のスペースはないわけでありませう。そういったところをどのように利用できるか。そんなふうなこともまた検討しながら開校の日を迎えていきたいと、このように思っております。

中沢俊一君 融雪システムの方ですが、この六日町中心部はご存じのとおり粘土層の中から地下水をどうしても絞り出さなければならないということの現実があるわけですし、そういう動きが比較的小さいような水が、果たしてこのシステムがあちらこちらに数を増やしていった場合、本当に地下水の熱だけで賄えるのかな。またそれが地下水の熱をトータル的に下げることによって、消パイの機能あたりにどう影響するのかな。当然これ1本で済むという技術はないわけですから、どの程度その辺の落としどころと申しますか、見通しを大学と、あるいはまたコストを低める意味からも業者の方と、よく詰めてこの辺は取り組んでいただきたいとこう申し上げておきます。

さて、特別支援学校の方ですが、地域と関わる、地域に障がい者を受入れると言いますか、お隣十日町地域のお話もこの間行って伺ってきました。小学校段階ではPTAがそもそも特別支援学級の親と健常児の親と一緒にPTAであるということだそうであります。これは南魚にはないということでありましたし、高等部については川西高校の空き教室これを今使っているということでした。そんな住み分けができることであれば、何かこの南魚でも取り組みがまた考えられるのではないかなというふうに、この間行った者同士でまた話し合ってみました。その辺の可能性について少し考えを伺いたい。

市長 今、おっしゃるのは高校の空き教室を利用できるか否か……。いやいや、ですからその可能性についてということでしょうから。私どものところは今のところこの高校に空き教室があつて余っているという情報を、全く得ておりませんし、そういう状況ではない。ただ、生徒は減っています。生徒は減っておりますが、例えば塩沢商高では今新たな動きとして新たな学科を設けてもらおうとか、あるいは八海高校にあつても間違いなくこれは新しい学科をまた模索していくという方向ですから、今市内にある高校の空き部分をその特別支援学校の高等部の方に当てると申します動きは全くないというふうに思っておりますし、今私たちもそこを考えていることでは全くございません。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よつて質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第95号議案 平成23年度南魚沼市一般会計補正予算(第5号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第95号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第15、第96号議案 平成23年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第96号議案につきまして提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては退職被保険者等にかかる保険給付費の増、そして後期高齢者支援金及び平成22年度特定健康診査にかかる国庫補助金の精算による返還等の不足額を調整させていただくものでありまして、歳入歳出予算にそれぞれ7,372万9,000円を追加し、予算総額それぞれ65億2,620万8,000円としたいものであります。詳細につきましては市民生活部長に説明させますのでよろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

市民生活部長 それでは8、9ページの歳入の方から説明させていただきます。よろしくお願いたします。4款1項1目療養給付費等交付金の7,372万9,000円の補正でございますが、保険給付費のうち退職被保険者等療養諸費の増額に伴い追加されるものでございます。

続きまして10、11ページの歳出の方をお願いします。2款1項2目退職被保険者等療養給付費の6,361万3,000円の補正でございますが、給付費の伸びに伴い増額するものでございます。4目退職被保険者等療養費の45万円、そして2款2項2目退職被保険者等高額療養費の966万6,000円につきましても同様に給付の伸びから増額するものでございます。3款1項1目後期高齢者支援金等の142万円、それから4款1項1目前期高齢者納付金5万5,000円につきましては社会保険診療報酬支払基金の方から示された額に補正をするということで差額の増でございます。

12、13ページをお願いします。8款2項1目保健衛生普及費、保健衛生普及事業の消耗品費の3万3,000円でございますが、今減塩推進事業強化をやっておりまして、それに使うステッカーを追加して作成したいということで組み替えをお願いするものでございます。それから11款1項1目一般被保険者保険税の還付金100万円、そして2目の退職被保険者等保険税の還付金10万円、この増額につきましては遡及資格喪失の増加により追加するものでございます。3目の過年度国庫補助金等の返還金487万6,000円につきましては平成22年度国民健康保険特定健康診査、保健指導の負担金の精算金ということで返還金を追加するものでございます。それから12款1項1目の予備費の745万1,000円の補正につきましては今ほど説明しました歳入歳出の不足分を予備費で補てんするというものでございます。説明の方は以上でございます。

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第96号議案 平成23年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第96号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。

議 長 本日はこれで延会いたします。次の本会議は12月12日午前9時30分当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでございました。

(午後2時52分)